

障害者施策推進計画における重点的な取組の達成状況及び令和3年度事業計画について

基本目標	取組名	頁
自立生活支援	相談支援体制の充実	1
	相談支援の質の向上	7
	障害者スポーツの推進	10
	グループホームの整備・運営支援	14
	地域生活支援拠点の整備	17
	障害者通所施設の整備支援	19
	精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築	21
	成年後見センター事業の推進	24
	成年後見制度の利用支援	28
就労支援	障害者就労支援システムの整備	30
	職場開拓の推進	32
	葛飾区チャレンジ雇用	34
	定着支援と余暇・生活支援の充実	35
	障害者就労支援施設の工賃向上に向けた支援	37
育成支援	相談支援体制の充実	39
	療育機関の整備	44
	障害のある子どもが在籍する幼稚園・保育所等への支援	46
	早期の発達支援体制の整備	52
	子ども発達センター事業	55
	特別支援教育の推進	59
地域で支えあう まちづくり	障害への理解の促進	62
	バリアフリー事業	66
	歩道勾配改善事業	68
	公園内だれでもトイレ設置	70
	放置自転車の撤去・誘導及び指導	72
	公共サインの再構築	74
	障害者施設の防災拠点化	76
	災害時要配慮者への対応計画の作成	79

取組名	相談支援体制の充実	所管課	障害福祉課・障害者施設課・保健予防課・保健センター・子ども家庭支援課
		計画書掲載頁	57

基本目標	1 自立生活支援
施策	(1)相談体制の充実

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 相談支援体制の充実

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	検討	実施	実施	実施	実施	実施
実績	検討	実施	実施			

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

<p>◆多様な障害に関する相談や発達に課題のある子どもに関する相談に対して適切に対応していくため、ウェルピアかつしか、保健所、保健センター、子ども総合センター、障害者手帳の担当部署の区の相談機関と地域の相談機関が各々の専門性を発揮するとともに、相互に連携して取り組みます。</p> <p>◆相談支援事業所では、障害のある方や家族との相談を通して意向・状況等を丁寧に把握して利用計画案を作成し、区では、利用計画案が障害のある方や家族のニーズに合った内容となっているか審査することで、相互に連携して障害のある方や家族の多様化、個別化する支援ニーズに対応できる利用計画を作成します。</p> <p>◆障害のある方からの総合的な相談に対応できる窓口を設け、併せて地域の相談支援事業所とのネットワークを強化していくために、基幹相談支援センターを含む相談体制の整備について検討します。</p> <p>◆精神疾患の早期発見と治療及び治療継続のため、保健所・保健センターにおける精神保健に関する相談体制を充実させます。</p> <p>◆新たに診断された難病患者や療養上の不安を抱える方に対して、難病医療費公費負担申請時等あらゆる機会を通して相談支援を行います。</p> <p>◆複雑で対応困難な相談について、適切な対応ができるように、医療、保健、福祉の分野が連携できる体制を充実させます。</p>
--

(2)取組結果等

令和元年度	
取組内容	<p>1 身体障害のある方やその保護者から相談に応じる身体障害者相談員の知識向上を図る。</p> <p>2 知的障害のある方やその保護者から相談に応じる知的障害者相談員の知識向上を図る。</p> <p>3 区と地域の相談機関が連携し、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、各々の専門性を生かした支援を行う。</p> <p>4 障害のある方や家族の支援ニーズに対応できるよう、利用計画の作成及びモニタリングの一層の充実を図る。</p> <p>5 相談支援事業所運営費等助成制度について、相談支援事業所にとって利用しやすい制度に再構築する。</p> <p>6 精神障害者への支援 精神障害のある方が安定して在宅生活を送ることができるよう、適切に医療につなぎ、治療継続や生活上の支援を行う。また、病状悪化や困難事例を迅速に対応するため関係機関の連携を図る。</p> <p>7 措置入院患者や長期入院患者等への退院後支援 措置入院患者や長期入院患者等の退院に向けた支援については、国のガイドラインに基づき保健師が医療機関や障害福祉サービス事業所と連携して地域生活を支えるサービスや支援の充実を図る。</p>

取組内容	<p>8 早期発見、早期治療のための、地域・当事者・家族への支援 精神疾患は、発症が思春期であることが多いが、早期発見に結びつかないことが多い。当事者や家族に対する支援だけでなく、教育機関等の関係機関に対しても普及啓発を行うことで、精神疾患を早期に発見し、必要な治療を早期に開始する。</p> <p>9 精神疾患及び精神障害を持つ方への支援 精神疾患及び精神障害を持つ方への支援を充実させる。</p> <p>10 子ども総合センターでは、保護者が感じている児への発達上の心配や不安に対し、発達支援専門員(心理士・言語聴覚士・社会福祉士、保育士)がその専門性を生かして保護者からの相談を受ける。その上で保護者が発達支援専門員の助言等を受け、安心して子育てができるようにする。</p> <p>11 セルフプラン作成の支援を行う。</p> <p>12 地域療育システム検討会等の場を活用し、乳幼児の発達や成長に関する相談支援の方法や課題について、関係機関との見直しを含めた検討を行う。</p>
取組結果	<p>1、2 身体障害者相談員研修を年4回(施設見学会を含む)、知的障害者相談員研修を年5回(施設見学会を含む)開催し、相談事例の共有・研究を行い各相談員の知識の向上を図った。また、施設見学会を開催し、支援の現場を見ることで、相談対応に生かす機会とした。</p> <p>3 区と地域の相談機関が連携し、必要に応じてサービス担当者会議を開催した。</p> <p>4 モニタリングの回数を前年度までの年1回から、サービス種別ごとに年2回又は年4回に増やし、より細やかに障害のある方や家族の生活状況を把握し、支援ニーズに対応した。 モニタリング件数:障害者 302件、障害児 72件 ※前年度資料より、数値修正。 (前年度:障害者 73件、障害児 46件)</p> <p>5 相談支援事業所運営費等助成制度について、事業者が本制度を利用しやすいよう再構築(対象の見直し)を行った結果、事業所2箇所が利用する結果となった。今後の利用希望事業所は、3箇所となっている。</p> <p>6 精神障害者への支援 病状が悪化した方等を適切に迅速に対応するため、関係機関の連携を図りながら支援を行うとともに、精神保健福祉法第23条の対象者や家族が、医療を継続し安定して在宅生活を送ることができるよう支援を行った。 平成30年度には在宅療養の支援を検討するための専門部会を立ち上げ、在宅療養支援について検討した。令和元年度も開催を予定していたが、新型コロナウイルス対策のため、やむを得ず中止とした。 保健所・保健センターでは、精神疾患及び障害を持つ方が医療を継続し安定した在宅生活を送ることができるよう、治療継続や生活上の支援を行っている。令和元年度は、家庭訪問、面接、電話等の相談、関係機関との連携で23,733件の相談支援を行った。</p> <p>7 措置入院等で入院した方の退院後支援 保健所、保健センターでは精神科入院患者の退院後支援を行った。また、国や都の退院後支援ガイドラインに基づいた退院後支援を行うため、体制等の準備を行った。</p> <p>8 早期発見、早期治療のための、地域・当事者・家族への支援 保健所・保健センターでは、精神保健に関する普及啓発、精神疾患の早期発見、早期治療を目的に、当事者、家族及び支援関係機関を対象に講演会を開催している。ライフステージをテーマにした「思春期講演会」、「認知症講演会」、疾患をテーマにした「統合失調症家族教室」「女性とうつ病」「アディクション講演会」「ギャンブル依存症講演会」「発達障害講演会」等を21回開催し、556人の参加をいただいた。</p> <p>9 長期に入院している精神障害者の退院後支援体制の整備 平成30年度の病院調査を踏まえ、令和元年度には、地域移行を進めるための調査を実施した。医療機関と具体的な退院支援の仕組みを検討する必要があることがわかった。また、退院後支援体制を検討するため専門部会を平成30年度に引き続き開催する予定であったが、新型コロナウイルス対策のため、やむを得ず中止とした。</p>

<p>取組結果</p>	<p>10 子ども総合センターの発達支援専門員が対応した保護者からの発達相談のうち、児への関わり方への助言の他、必要に応じて発達検査を実施したのは202件であった。</p> <p>11 子ども総合センターでは、セルフプラン作成支援を105件行った。</p> <p>12 子ども総合センターでは、地域療育システム検討会を開催し、就学前期間の相談支援の在り方について検討した。</p> <p>12 子ども総合センターでは、教育委員会と連携し、年長児の保護者を主とした就学懇談会を実施した。そのうち保護者からの就学に関する相談には、面談や情報提供を行う他、必要に応じて就学相談へつなげた。また保護者からの申請により、就学引継ぎ会へ参加要請があった場合には発達支援専門員が対応した。</p>
<p>課題等</p>	<p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆相談支援事業所運営費等助成制度について、再構築を行ったが利用する事業所が少ない。 ◆障害のある方からの相談を受けるにあたり、サービスの内容により相談先が分かれており、必要な支援を提供するまでに時間を要することがあるため、相談機関の相互の連携を強化する必要がある。 <p>【保健予防課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 精神科入院患者の退院後支援の充実 関係機関と連携し、本人家族への支援を充実する必要がある。また、長期入院患者の支援についてはこれまでの実態把握を踏まえ、精神科病院や地域の支援団体と連携した具体的な支援体制を構築する必要がある。 ◆ 在宅療養支援の充実 精神障害のある方が安定して在宅生活を送ることができるよう、適切に医療につなぎ、治療継続や生活上の支援を更に充実する必要がある。 ◆ 精神障害者を地域全体で支える仕組みの構築 精神障害者の「親亡き後」の課題を見据えて、関係機関を連携した地域全体で支える体制を構築することが必要である。 <p>【子ども家庭支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆セルフプランについては、作成することができる区内の相談支援事業所が不足しており、作成件数が年々増加している。そのため、今後もセルフプラン作成支援については、各相談支援事業所や児童発達支援事業所とさらなる連携が必要である。 ◆障害のある、又は発達に課題のある児に対しては、保護者の子育てに対する不安や児への関わり方の困難さから不適切な子育てにつながることも想定される。適切な子育てができるよう、子育ての各段階に応じて、保健センターや子育て支援施設、療育機関、学校等と引き続き連携し、保護者の不安を軽減するとともに、子育て力が向上するように支援していく必要がある。
<p>令和2年度</p>	
<p>取組内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 身体障害のある方やその保護者からの相談に応じる身体障害者相談員の知識向上を図る。 2 知的障害のある方やその保護者からの相談に応じる知的障害者相談員の知識向上を図る。 3 区と地域の相談機関が連携し必要に応じてサービス担当者会議を開催し、各々の専門性を生かした支援を行う。 4 障害のある方や家族の支援ニーズに対応できるよう、利用計画の作成及びモニタリングの充実を図る。 5 相談支援事業所運営費等助成制度について、事業所に周知を進めることで新たな申請につなげていく。

<p>取組 内容</p>	<p>6 精神科病院入院患者の退院後支援 入院患者の退院後支援については、精神科医療機関や関係機関と連携し支援を充実するために、今年度より精神保健福祉士を採用し支援の充実を図る。</p> <p>7 長期入院患者の退院後支援 これまでの実態把握を踏まえ、具体的な退院後支援を行いながら、部会等で検討しながら地域の支援体制の検討を行う。</p> <p>8 在宅療養支援の充実 精神障害のある方が安定して在宅生活を送ることができるよう、適切に医療につなぎ、治療継続や生活上の支援を更に充実する。</p> <p>9 精神障害者を地域全体で支える仕組みの構築 精神障害者の「親亡き後」の課題を見据えて、精神保健福祉包括ケア推進協議会や部会で地域で支える体制の検討を行う。</p> <p>10 子ども総合センターでは、保護者が感じている児への発達上の心配や不安に対し、発達支援専門員(心理士・言語聴覚士・社会福祉士・保育士)がその専門性を生かして保護者からの相談を受ける。その上で保護者が発達支援専門員の助言等を受け、安心して子育てができるようにする。</p> <p>11 高砂に児童発達支援センターが令和2年10月に開所するにあたって、他の療育機関への紹介と同様に、保護者にわかりやすく、また適切に相談から利用につなげられるよう、関係機関と連携し行う。</p> <p>12 セルフプラン作成の支援を行う。</p> <p>13 地域療育システム検討会等の場を活用し、乳幼児の発達や成長に関する相談支援の方法や課題について、関係機関との見直しを含めた検討を行う。</p>
<p>取組 結果</p>	<p>1、2新型コロナウイルス感染症拡大防止のため身体障害者相談員研修、知的障害者相談員研修は1回の開催。相談事例の共有・研究を行い各相談員の知識の向上を図った。</p> <p>3 区と地域の相談機関が連携し、必要に応じてサービス担当者会議を開催した。</p> <p>4 モニタリングはサービス種類、種別ごとに年2回または年4回行い、細やかに障害のある方や家族の生活状況を把握し、支援ニーズに対応した。 モニタリング件数:障害者 335件、障害児 92件(前年度:障害者 302件、障害児 72件)</p> <p>5 相談支援事業所運営費等助成制度は今年度は3箇所の事業所が利用した。</p> <p>6、7 精神科病院入院患者及び長期入院患者の個別事例の一件一件を通して、本人家族への安定した退院後の生活に向けて、精神保健福祉士とともに、支援した。地域で支える体制の構築に向け、協議会や部会にて、長期入院患者等を取り巻く状況等について発言し、検討した。</p> <p>8 精神障害者が安定して在宅療養生活を送るために、適切に医療につなぎ、治療継続や生活上の支援を行った。</p> <p>9 精神保健福祉包括ケア推進協議会や部会にて、地域で支える仕組みの構築について、検討した。</p>

取組結果	<p>10 子ども総合センターの発達支援専門員が対応した保護者からの発達相談のうち、児への関わり方への助言の他、必要に応じて発達検査を実施したのは194件であった。</p> <p>12 子ども総合センターでは、セルフプラン作成支援を126件行った。</p> <p>13 子ども総合センターでは、地域療育システム検討会を開催し、『葛飾区発達支援パンフレット』の改訂を行い、区内関係機関へ配付、相談支援に活用できるようにした。また、コロナ禍でも必要な発達相談ができるように各機関の現状把握や課題共有、今後の方向性の確認を行った。</p> <p>13 子ども総合センターでは、教育委員会と連携し、年長児の保護者を主とした就学懇談会を実施した。そのうち保護者からの就学に関する相談には、面談や情報提供を行う他、必要に応じて就学相談へつなげた。また保護者からの申請により、就学引き継ぎ会へ参加要請があった場合には発達支援専門員が対応した。</p>
課題等	<p>【障害福祉課】 ◆相談支援事業所運営費等助成制度について、利用する事業所が少ない。</p> <p>◆障害のある方からの相談を受けるにあたり、サービスの内容により相談先が分かれており、必要な支援を提供するまでに時間を要することがあるので、相談機関相互のさらなる連携が必要である。</p> <p>【保健センター】 ◆長期入院患者等の退院支援は、それぞれが持つ退院に向けた課題や条件など、個別性があることが多い。その個別性に細やかに対応できる体制が必要となるため、引き続き個別事例を重ねていく必要がある。</p> <p>【子ども家庭支援課】 ◆セルフプランについては、作成することができる区内の相談支援事業所が不足しており、作成件数が年々増加している。そのため、今後もセルフプラン作成支援については、各相談支援事業所や児童発達支援事業所とさらなる連携が必要である。</p> <p>◆障害のある、又は発達に課題のある児に対しては、保護者の子育てに対する不安や児への関わり方の困難さから不適切な子育てにつながることも想定される。適切な子育てができるよう、子育ての各段階に応じて、保健センターや子育て支援施設、療育機関、学校等と引き続き連携し、保護者の不安を軽減するとともに、子育て力が向上するように支援していく必要がある。</p>
令和3年度	
取組内容	<p>1 身体障害のある方やその保護者からの相談に応じる身体障害者相談員の知識の向上を図る。</p> <p>2 知的障害のある方やその保護者からの相談に応じる知的障害者相談員の知識の向上を図る。</p> <p>3 区と地域の相談機関が連携し必要に応じてサービス担当者会議を開催し、各々の専門性を生かした支援を行う。</p> <p>4 障害のある方や家族の支援ニーズに対応できるように、利用計画の作成及びモニタリングの充実を図る。</p> <p>5 精神科病院入院患者及び長期入院患者の個別事例の一件一件を通して、本人家族への安定した退院後の生活に向けて、精神保健福祉士とともに、支援する。地域で支える体制の構築に向け、協議会や部会にて、長期入院患者等を取り巻く状況等について発言し、検討する。</p> <p>6 精神障害者が安定して在宅療養生活を送るために、適切に医療につなぎ、治療継続や生活上の支援を行う。</p> <p>7 精神保健福祉包括ケア推進協議会や部会にて、地域で支える仕組みの構築について、検討する。</p>

取組 内容	<p>8 子ども総合センターでは、保護者が持つ我が子への発達上の心配や不安に対し、発達支援専門員（心理士・言語聴覚士・福祉）がその専門性を生かして相談を行い、児への関わり方の提案や必要に応じて発達検査の実施及び療育機関の紹介を行う。</p> <p>9 相談支援事業所を持たない児童発達支援事業を利用希望する児（保護者）へのセルフプラン作成の支援を行う。</p> <p>10 地域療育システム検討会等の場を活用し、乳幼児の発達や成長に関する相談支援の方法や課題について、関係機関と情報交換を行い検討を行う。</p>
----------	--

取組名	相談支援の質の向上	所管課	障害福祉課・障害者施設課・保健予防課・保健センター
		計画書掲載頁	57

基本目標	1 自立生活支援
施策	(1) 相談体制の充実

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 相談支援専門員研修会の年間受講者数(延べ3,600人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	600人	600人	600人	600人	600人	600人
実績	454人	342人	91人			

(1) 取組内容【障害者施策推進計画】

<p>◆ 障害のある方が在宅生活を送る上で十分な支援を受けることができるよう、サービス事業者との連携、サービス利用の調整等を充実させます。</p> <p>◆ 区内相談支援事業所と協働して開催する相談支援専門員研修会を通して事業者支援を行い、人材の育成と計画相談支援及び障害児相談支援の質の向上を図ります。</p>
--

(2) 取組結果等

令和元年度	
取組内容	<p>1 事業所が計画を作成するにあたり必要な支援を行い、障害のある方が必要なサービスを安心して利用することができるようにする。</p> <p>2 相談支援専門員研修会を実行委員会形式で実施する。研修会においては、年間テーマを決め、事例検討を中心とする専門的な研修を行うとともに、計画作成に関する技術的な知識やサービス支給に関する法令などについて最新情報の提供を行う。</p> <p>3 相談支援専門員研修を充実し人材の育成と相談支援の質の向上を図る。 令和元年度は、精神障害者就労及び相談支援部会の運営の在り方(検討すべき事項、構成員等)を一部見直し、精神障害者支援者の連携を目的とした合同部会を、年2回開催する。</p>
取組結果	<p>1 相談支援事業所が計画を作成する際に、窓口や電話で随時相談を受け、助言等を行い障害のある方が個々の状況に合わせて必要なサービスを利用できるよう計画作成の支援を行った。</p> <p>2 相談支援専門員研修を実行委員会形式で実施した。 内容: 障害福祉サービスについて、多職種の連携、施設見学会、講習会</p> <p>3 精神障害者就労及び相談支援部会の合同部会を開催した。地域活動支援センター、相談支援事業所、就労支援事業所、グループホームより計32人が参加した。(令和元年7月開催)</p> <p>3 身体・知的障害者就労支援部会と精神障害者就労及び相談支援部会の学習会(仕事で燃えつきないために～対人援助職のメンタルヘルスケア～)を合同開催した。もえつき(バーンアウト)のプロセスや背景、対処方法について学び、相談支援事業所等の連携と資質の向上を図った。身体・知的・精神の相談支援事業所より計41人参加した。(令和2年1月開催)</p>

課題等	<p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆相談の内容が多様化しているため、他機関との連携が必要となっている。 ◆相談支援専門員が施設代表者や生活支援員との兼務の方が多く、研修への参加が困難となり参加人数、実績が減少傾向にある。 <p>【保健予防課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆精神障害者支援に関わる事業者の育成と相談支援の質の向上を図る必要がある。また、障害種別に関わりなく相談支援できる事業所が広がっていくように、今後とも情報共有や意見交換の場(学習会等)を設けていく必要がある。
令和2年度	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所が計画を作成するにあたり必要な支援を行い、障害のある方が個々の状況に応じ必要なサービスを安心して利用できるようにする。 2 相談支援専門員研修会を実行委員会形式で実施する。研修会においては年間でテーマを決め事例検討を中心とし、他機関との連携等を含めた専門的な研修を行うとともに、計画作成に関する技術的な知識やサービス支給に関する法令などについて最新の情報の提供を行う。 3 精神障害者支援の事業所が地域の課題を共有し、相談支援体制を充実させていけるように合同部会(学習会等)を年2回開催する。
取組結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 相談支援事業所が計画を作成する際、窓口や電話で随時相談を受け、助言等を行い障害のある方が個々の状況に合わせ必要なサービスが利用できるよう計画作成の支援を行った。 2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため9月以降、オンライン形式で研修を行った。 内容:障害福祉サービス(障害者、児童)、居宅サービス(身体介護、家事援助、通院介助等)事例紹介 3 新型コロナウイルス感染症拡大のため、令和2年度に予定していた会議や研修会を中止することとした。 4 精神障害者の病状や状態に応じて、サービス事業者と連携し、サービス利用等について調整を行った。
課題等	<p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆相談内容が多様化しているため、他機関との情報共有、連携が必要となっている。 ◆新型コロナウイルス感染症拡大のため今後の研修形式、研修内容について検討が必要。 <p>【保健予防課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆精神科に入院されていた方の退院後支援を行うために環境調整やアセスメントを十分に行うことができるように支援者のスキルアップを図る必要がある。 <p>【保健センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆精神障害者の病状や状態がサービス利用等に影響することがあるため、引き続き、サービス事業者等と連携し、調整することが必要である。

令和3年度

取組
内容

- 1 事業所が計画を作成するにあたり必要な支援を行い、障害のある方が個々の状況に応じ必要なサービスを安心して利用できるようにする。
- 2 相談支援専門員研修会をオンライン形式、会場で実施する。研修会においては年間でテーマを決め、他機関との連携を含めた専門的な研修を行うとともに、計画作成に関する技術的な知識やサービス支給に関する法令などについて最新の情報の提供を行う。
- 3 新型コロナウイルス感染症の対応が収束していないため、保健所主催の講演会・研修会の開催は未定
対人援助職向けゲートキーパー研修(「生きづらさ」を抱えているひとの支援について)を開催する予定(令和3年7月、就労支援部会)
- 4 精神障害者の病状や状態に応じて、サービス事業者と連携し、サービス利用等について調整を行う。

取組名	障害者スポーツの推進	所管課	生涯スポーツ課
		計画書掲載頁	60
基本目標	1 自立生活支援		
施策	(2) 社会参加の支援		

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 障害者対象スポーツ事業の参加者(延べ6,750人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	1,000人	1,050人	1,100人	1,150人	1,200人	1,250人
実績	934人	757人	918人			

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

◆障害者が自主的に安心してスポーツ活動に取り組めるよう、障害者スポーツ指導員の養成及び年間を通して定期的に教室を開催して指導員の活動の場を提供します。
◆パラリンピックの公式種目である「ボッチャ」の普及推進を行うなど、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の気運醸成を図るとともにパラリンピック競技の認知度向上を図り、各種ユニバーサルスポーツの普及・発展を推進します。

(2)取組結果等

令和元年度	
取組内容	<p>1 障害者スポーツの推進</p> <p>(1)トランポリン教室の実施(年20回)</p> <p>(2)複数種目教室の実施(年1回4日間)</p> <p>(3)水泳教室の実施(年11回×2会場)</p> <p>(4)水泳専用レーンの設置(年10回×2会場)</p> <p>(5)夏の短期水泳教室の実施(年1回4日間)</p> <p>(6)障害者スポーツ開放事業「のびのびユニスポ広場」(1月から開始、毎週火曜日)</p> <p>2 東京2020パラリンピック競技大会公式種目であるボッチャ競技等の普及推進</p> <p>(1)ボッチャ教室の実施(年1回5日間)</p> <p>(2)ボッチャ交流大会の実施(年1回)</p> <p>(3)レクリエーションボッチャ一般開放の実施(年38回)</p> <p>(4)パラ種目(ボッチャ・ボルダリング・アーチェリー・ブラインドサッカー)体験教室の開催(年1回×4種目)</p> <p>(5)トランポリン交流大会の実施(年1回)</p> <p>(6)フロアホッケー大規模大会・教室の実施(年1回)</p> <p>3 障害者スポーツ指導員の養成・活用</p> <p>(1)初級障害者スポーツ指導員養成講習会の開催(年1回7日間)</p> <p>(2)障害者スポーツ指導員連絡協議会&フォローアップ研修会の開催(年1回)</p> <p>4 各媒体での情報提供</p> <p>スポーツかつしかやホームページ等で、障害者スポーツ事業における各教室等の情報提供を行う。(毎月1回)</p>

取組結果	<p>1 障害者スポーツの推進</p> <p>(1)トランポリン教室を、前期(4月～9月)はエイトホールで10回実施し、延べ112人の参加があった。後期(10月～2月)は水元総合スポーツセンター体育館で実施し、延べ152人の参加があった。※3月は中止</p> <p>(2)複数種目教室(フロアホッケー、風船バレー、ボッチャ)を、6月の4日間、奥戸総合スポーツセンター体育館で実施し、延べ100人の参加があった。</p> <p>(3)「障害者水泳教室」を、8月を除く毎月1回、温水プール館及び水元総合スポーツセンター体育館温水プールの2会場で実施し、延べ263人の参加があった。※3月は中止</p> <p>(4)「障害者水泳専用レーン」を、7・8月を除く毎月1回、温水プール館及び水元総合スポーツセンター体育館温水プールの2会場で実施し、延べ56人の参加があった。※3月は中止</p> <p>(5)夏の障害者短期水泳教室を、7・8月の3日間、鎌倉公園プールで実施した。延べ51人の参加があった。</p> <p>(6)障害者スポーツ開故事業「のびのびユニスポ広場」を1月から毎週火曜日にエイトホールで開催して、延べ23人の参加があった。(1月から開始)</p> <p>2 東京2020パラリンピック競技大会公式種目であるボッチャ競技等の普及推進</p> <p>(1)ボッチャ教室を、5・6月の5日間、エイトホールで実施した。延べ79人の参加があった。</p> <p>(2)ボッチャ交流大会を、6月22日、奥戸総合スポーツセンター体育館で実施した。55人の参加があり、そのうち、障害者の参加は16人であった。</p> <p>(3)ボッチャ一般開放を、年34回水元総合スポーツセンター体育館会議室で実施した。延べ441人の参加があった。※3月は中止</p> <p>(4)パラリンピック公式種目の体験教室(ボッチャ教室72人、ボルダリング教室37人、アーチェリー教室32人、ブラインドサッカー教室80人)を実施した。</p> <p>(5)トランポリン交流大会を、12月1日、水元総合スポーツセンター体育館で実施した。150人の参加があり、そのうち、障害者の参加は38人であった。</p> <p>(6)フロアホッケー交流競技大会を奥戸総合スポーツセンター体育館で実施した。延べ344人の参加があった。</p> <p>3 障害者スポーツ指導員の養成・活用</p> <p>令和2年1月に、7日間にわたり「障害者スポーツ指導員養成講習会」を開催した。障害の種別や程度に応じた指導法を習得し、指導者としての資質の向上を図り人材育成を行うことを目的とし7人の認定登録をした。</p> <p>4 スポーツかつしか等や区ホームページでの情報提供</p> <p>障害者スポーツ事業について、広報紙(スポーツかつしか)で各教室等の情報提供を行ったほか、区ホームページで周知を図り、参加者の増員に努めている。</p>
課題等	<p>◆新型コロナウイルスの感染拡大により3月以降、障害者スポーツはもとより、区のスポーツ施設や事業はすべて休止となった。新型コロナウイルス収束後、事業再開する際の感染リスクへの対策及び外出自粛により外出できなくなった障害者へ再び運動習慣を身に着けるための仕組みづくりが必要である。</p>
令和2年度	
取組内容	<p>1 障害者スポーツの推進</p> <p>(1)トランポリン教室の実施(年20回)</p> <p>(2)複数種目教室の実施(年1回4日間)</p> <p>(3)水泳教室の実施(年11回×2会場)</p> <p>(4)水泳専用レーンの設置(年10回×2会場)</p> <p>(5)夏の短期水泳教室の実施(年1回4日間)</p> <p>(6)障害者スポーツ開故事業「のびのびユニスポ広場」(年46回、毎週火曜日)</p>

取組内容	<p>2 東京2020パラリンピック競技大会公式種目であるボッチャ競技等の普及推進</p> <p>(1)ボッチャ教室の実施(年1回5日間)</p> <p>(2)ボッチャ交流大会の実施(年1回)</p> <p>(3)レクリエーションボッチャ一般開放の実施(年39回)</p> <p>(4)パラ種目(ボッチャ・アーチェリー)体験教室の開催(年1回×2種目)</p> <p>(5)トランポリン交流大会の実施(年1回)</p> <p>(6)フロアホッケー大規模大会・教室の実施(年1回)</p> <p>3 障害者スポーツ指導員の養成・活用 初級障害者スポーツ指導員養成講習会の開催(年1回7日間)</p> <p>4 各媒体での情報提供 スポーツかつしかやホームページ等で、障害者スポーツ事業における各教室等の情報提供を行う。(毎月1回)</p>
取組結果	<p>1 障害者スポーツの推進</p> <p>(1)トランポリン教室を、前期(7月～9月)はエイトホールで6回実施し、延べ71人の参加があった。※4月～6月は中止。後期(10月～3月)は水元総合スポーツセンター体育館で実施し、延べ213人の参加があった</p> <p>(2)複数種目教室(フロアホッケー、風船バレー、ボッチャ)を、11・12月の4日間、奥戸総合スポーツセンター体育館で実施し、延べ48人の参加があった。</p> <p>(3)「障害者水泳教室」を、8月を除く毎月1回、温水プール館及び水元総合スポーツセンター体育館温水プールの2会場で実施し、延べ98人の参加があった。※4月～6月は中止。</p> <p>(4)「障害者水泳専用レーン」を、7・8月を除く毎月1回、温水プール館及び水元総合スポーツセンター体育館温水プールの2会場で実施し、延べ45人の参加があった。※4月～6月は中止。</p> <p>(5)夏の短期障害者水泳教室を、7・8月の4日間、水元小合学園プールで実施予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全日中止とした。</p> <p>(6)障害者スポーツ開放事業「のびのびユニスポ広場」を毎週火曜日にエイトホールで実施し、延べ443人の参加があった。※4・5月は中止。</p> <p>2 東京2020パラリンピック競技大会公式種目であるボッチャ競技等の普及推進</p> <p>(1)ボッチャ教室を、11・12月の5日間、奥戸総合スポーツセンター体育館で実施し、延べ70人の参加があった。</p> <p>(2)ボッチャ交流大会を、12月5日、奥戸総合スポーツセンター体育館で実施した。70人の参加があり、そのうち、障害者の参加は7人であった。</p> <p>(3)ボッチャ一般開放を、年36回水元総合スポーツセンター体育館会議室で実施した。延べ288人の参加があった。※4・5月は中止。</p> <p>(4)パラリンピック公式種目の体験教室(アーチェリー教室16人)を実施した。※ボッチャ体験スクールは中止。</p> <p>(5)トランポリン交流大会を、12月6日、水元総合スポーツセンター体育館で実施した。120人の参加があり、そのうち、障害者の参加は37人であった。</p> <p>(6)フロアホッケー交流競技大会を奥戸総合スポーツセンター体育館で実施した。延べ97人の参加があった。</p> <p>3 障害者スポーツ指導員の養成・活用 令和3年1・2月に、3日間にわたり「障害者スポーツ指導員養成講習会」を開催した。障害の種別や程度に応じた指導法を習得し、指導者としての資質の向上を図り人材育成を行うことを目的とし14人の認定登録をした。</p> <p>4 スポーツかつしか等や区ホームページでの情報提供 障害者スポーツ事業について、広報紙(スポーツかつしか)で各教室等の情報提供を行ったほか、区ホームページで周知を図り、参加者の増員に努めている。</p>
課題等	<p>◆新型コロナウイルスの感染拡大により、事業の再開後も、障害者事業への参加者が減少した。今後も、感染リスクへの対策及び外出自粛により外出できなくなった障害者へ再び運動習慣を身に着けるための仕組みづくりが必要である。</p>

令和3年度

取組
内容

- 1 障害者スポーツの推進
 - (1)トランポリン教室の実施(年20回)
 - (2)複数種目教室の実施(年1回4日間)
 - (3)水泳教室の実施(年11回×2会場)
 - (4)水泳専用レーンの設置(年10回×2会場)
 - (5)夏の短期水泳教室の実施(年1回4日間)※中止
 - (6)障害者スポーツ開放事業「のびのびユニスポ広場」(年47回、毎週火曜日)

- 2 東京2020パラリンピック競技大会公式種目であるボッチャ競技等の普及推進
 - (1)ボッチャ教室の実施(年1回5日間)
 - (2)ボッチャ交流大会の実施(年1回)
 - (3)レクリエーションボッチャ一般開放の実施(年40回)
 - (4)パラ種目(ボッチャ・アーチェリー・ブラインドサッカー)体験教室の開催(年1回×3種目)
 - (5)トランポリン交流大会の実施(年1回)
 - (6)フロアホッケー大規模大会・教室の実施(年1回)

- 3 障害者スポーツ指導員の養成・活用
初級障害者スポーツ指導員養成講習会の開催(年1回4日間)

- 4 各媒体での情報提供
スポーツかつしかやホームページ等で、障害者スポーツ事業における各教室等の情報提供を行う。
(毎月1回)

取組名	グループホームの整備・運営支援	所管課	障害福祉課・保健予防課
		計画書掲載頁	63
基本目標	1 自立生活支援		
施策	(3) 社会資源の充実		

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 グループホームの整備支援(延べ6箇所)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
実績	0箇所	1箇所	1箇所			

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

<p>◆施設入所者の地域移行を促進するため、社会福祉法人等に対し、区内にグループホームの整備を促します。</p> <p>◆重度障害のある方の地域生活を支援するため、重度障害のある方のグループホームの整備を行う社会福祉法人等に対して整備費の一部を助成します。</p> <p>◆地域での生活が困難な精神障害のある方に居住の場を提供するとともに日常生活に必要な援助等を行う通過型グループホームや、精神科病院に入院中から生活力をアセスメントするための体験宿泊ができるグループホームを整備するため、社会福祉法人等に対し整備費の一部を助成することを検討します。</p>
--

(2)取組結果等

令和元年度	
取組内容	<p>1 重度障害者に対応できるグループホームの整備について、引き続き法人等に働きかけを行う。</p> <p>2 前年度の課題を踏まえ、重度障害者に対応できるグループホームの整備のための必要な新たな支援策及び整備法人の誘致策について引き続き検討を行う。</p> <p>3 令和元年度は、精神障害者就労及び相談支援部会の運営の在り方（検討すべき事項、構成員等）を一部見直し、精神障害者支援者の連携を目的とした合同部会を、年2回開催する。この中で、精神障害者に対する地域包括ケアシステムをテーマにとりあげ、地域の社会資源に対するニーズを把握する。</p>
取組結果	<p>1 重度障害のある方に対応できるグループホームの整備を検討している法人等に働きかけを行った。</p> <p>2 重度障害のある方に対応できるグループホームの整備を促進するための新たな支援策の検討等を行った。</p> <p>3 精神障害者に対応したグループホームについては、既存の賃貸物件をグループホームとして運用することができるため、新たな事業主(株式会社、NPO法人等)より参入の意向が示されている。区は事業主より事前相談を受け、助言等を行っている。令和元年度は、区内に精神障害者を支援するグループホームが計1箇所開設された。</p>

課題等	<p>【障害者施設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆重度障害のある方に対応できるグループホームの需要及び利用者像の正確な把握が必要である。 ◆施設整備面及び運営面における課題の整理を行う必要がある。 ◆重度障害のある方に対応できるグループホームを安定して運営できる法人等を確保する必要がある。 <p>【保健予防課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 精神障害者を支援するグループホームは、新たな事業主の参入が見込まれ増加傾向にある。今後は、長期入院患者の地域移行や重度障害の受け入れについても前向きに検討していただけるように、区は働きかけていく必要がある。 ◆ 長期入院患者の地域移行や親元からの自立支援など、地域で安心して生活をするための支援体制について検討する必要がある。
令和2年度	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 重度障害者に対応できるグループホームの整備について、引き続き法人等に働きかけを行う。 2 重度障害者に対応できるグループホームの需要を踏まえた上で、整備・運営面における課題を整理し、必要となる新たな支援策及び整備法人の誘致策について引き続き検討を行う。 3 精神科病院に入院中から生活力をアセスメントするための体験宿泊ができるグループホームの整備について協議の場を設け検討を進める。
取組結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 重度障害のある方に対応できるグループホームの整備を検討している法人等に働きかけを行った。 2 重度障害のある方に対応できるグループホームの整備を促進するための新たな支援策の検討にあたり、区内でグループホームを運営する法人に対し、入居者数等に関する調査を行った。また、区内通所施設を運営する事業所に対し、グループホームの需要調査を行った。 3 地域生活支援拠点「あすなろの家」の整備に向けて、体験宿泊ができるグループホーム等について協議を行っている。(継続)
課題等	<p>【障害福祉課】(組織改正により障害者施設課より変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆重度障害のある方に対応できる区内グループホームの実情及び利用者像の把握が必要である。 ◆施設整備面及び運営面における課題の整理を行う必要がある。 ◆重度障害のある方に対応できるグループホームを安定して運営できる法人等を確保する必要がある。

課題等	<p>【保健予防課】</p> <p>◆近年、精神障害のある方を支援するグループホームの新設について問い合わせを受けることが多くなっている。一方では、定員に達していない施設もあることから、地域の需要を考慮した助言を行う必要がある。</p>
令和3年度	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 重度障害者に対応できるグループホームの整備について、引き続き法人等に働きかけを行い具体的に検討を進める。 2 重度障害者に対応できるグループホームの需要について調査結果を踏まえた上で、整備・運営面における課題を整理し、必要となる具体的な支援策を検討する。 3 精神科病院に入院中から生活力をアセスメントするための体験宿泊ができるグループホームの整備について協議を行う。(精神保健在宅療養部会)

取組名	地域生活支援拠点の整備	所管課	障害福祉課・保健予防課
		計画書掲載頁	63

基本目標	1 自立生活支援
施策	(3) 社会資源の充実

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 地域生活支援拠点の整備

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	検討	整備(知的)	検討	検討	検討	整備
実績	検討	検討	検討			

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

◆障害のある方の地域生活を支援するため、地域生活支援型入所施設や既存の通所施設、グループホーム等の連携による地域生活支援拠点の整備について検討します。

(2)取組結果等

令和元年度	
取組内容	<p>1 平成30年度において収集した情報を基に、上記の課題を踏まえた上で、葛飾区における地域生活支援拠点等の整備について課題毎に具体的な検討を行い、計画的に整備していく。</p> <p>2 精神障害者に対応する地域生活支援拠点の整備については、精神障害に対応した地域包括ケアシステムについて協議を行う中で、地域のニーズを精査していく。 (1)長期に精神科病院に入院している患者の訪問を行い、実態を把握することで退院支援について検討を行う。その中で地域生活支援拠点の課題整理ができる。 (2)在宅療養をしている精神障害者について、「親亡き後」等の課題等確認する。</p>
取組結果	<p>1 平成30年度において収集した情報を基に、本区の状況に合った地域生活支援拠点等の在り方について検討し、行政及び民間事業者の役割の整理を行うとともに、連携方法についても検討を進めた。</p> <p>2 精神障害者支援合同部会において「障害のある方が地域で暮らしていくためのサポートについて」というテーマで、精神障害のある方の地域課題について意見交換を行った(令和元年7月実施)。</p> <p>2 葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会を開催し、精神障害に対応した地域包括ケアシステムに係る協議を行った(令和2年2月3日実施)。同推進協議会の各部会(在宅療養部会、長期入院患者等支援検討部会)については、新型コロナウイルス蔓延により開催を中止した。</p>
課題等	<p>【障害福祉課】 行政及び民間事業者との連携方法や地域の課題を把握するため、民間事業者を含めた協議の場を設置し、整備に向けた具体的な検討を進める必要がある。</p> <p>【保健予防課】 障害種別に関わりなく施設を相互利用していることから、区の充足状況やニーズを把握した上で地域生活支援拠点の面的整備を進めていく必要がある。</p>

令和2年度	
取組内容	<p>1 行政及び民間事業者を委員とする専門部会を設置し、地域生活支援型入所施設(パランしょうぶ)や既存の通所施設、グループホームと連携し、面的な地域生活支援拠点等の整備について検討を進める。</p> <p>2 葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会及び部会(在宅療養部会、長期入院患者等支援検討部会)において精神障害者支援に関する地域のニーズを精査していく。</p> <p>3 精神障害者就労支援施設「あすなろの家」の建て替えを令和6年頃に予定している。新たな施設に地域生活支援拠点としての整備を行うことを検討し、区と法人の協働事業として進めていく。</p>
取組結果	<p>1 行政及び民間事業者を委員とする地域生活支援部会を設置した。部会では地域生活支援拠点の各機能について、事前アンケートによる意見収集とともに、各施設の実情や課題に関する情報交換、情報共有を行った。</p> <p>2 葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会(2月、書面開催)、在宅療養部会(11月)、長期入院患者等支援検討部会(11月)、合同部会(3月、シンポジウム)を開催し、地域の課題及び支援体制について協議を行った。</p> <p>「精神科病院の長期入院患者の退院支援については、入退院の繰り返しや、家族の介護力の低下がある。50歳以上の入院患者が多い中、介護保険では認定されず、障害福祉サービスだけでは地域の中で安定した生活を送ることが難しい。」という報告や8050問題(80代の親が50代のひきこもりの子を抱えている家庭、そこから派生する問題)が地域の中で発生しており、医療・福祉・介護の連携が重要であるという意見が多く出された。</p>
課題等	<p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域生活支援部会を定期的に開催し、整備に向けて具体的な検討を進めていく必要がある。 <p>【保健予防課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆医療・福祉・介護の連携。
令和3年度	
取組内容	<p>1 地域生活支援部会を年4回程度開催し、地域生活支援拠点の整備に向けて各機能ごとに具体的な検討を進める。</p> <p>2 精神障害者就労支援施設「あすなろの家」の建設を令和6年頃に予定している。新たな施設に地域生活支援拠点としての整備を行うことを協議している。</p>

取組名	障害者通所施設の整備支援	所管課	障害福祉課・保健予防課
		計画書掲載頁	63
基本目標	1 自立生活支援		
施策	(3) 社会資源の充実		

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 障害者通所施設の整備(延べ1箇所)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標		1箇所				
実績	1箇所		—			

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

- ◆特別支援学校の卒業生等の日中活動を支援するため、また、障害のある方の社会参加や就労を支援するため、必要量に合わせて施設整備を支援します。
- ◆たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする障害のある方への対応が必要であることから、医療的ケアを必要とする重症心身障害のある方を対象とする通所施設の整備支援を検討します。

(2)取組結果等

令和元年度	
取組内容	<p>1 知的・身体障害者に対応する通所施設については、生活介護全体の需要数の動向や民間法人による施設整備の動向を踏まえながら、医療的ケアを必要な方を含む重症心身障害者に対応した通所施設の整備方法、運営方法等について引き続き検討を行う。</p> <p>2 令和元年度は、精神障害者就労及び相談支援部会の運営の在り方(検討すべき事項、構成員等)を一部見直し、精神障害者支援者の連携を目的とした合同部会を、年2回開催する。この中で、精神障害者に対する地域包括ケアシステムをテーマにとりあげ、地域の社会資源に対するニーズを把握する。</p>
取組結果	<p>1 重症心身障害者及び医療的ケア者における通所施設の需要数の調査を実施した。</p> <p>1 医療的ケアを必要な方を含む重症心身障害者に対応している他自治体の通所施設の視察を実施し、運営法人へのヒアリングを行った。</p> <p>1 医療的ケアを必要とする方を含む重症心身障害者に対応する通所施設の整備方法を検討した。</p> <p>2 令和元年度は、知的障害者・精神障害者を支援する就労支援施設が計2箇所が開設された。区は事業主より事前相談を受け、助言等を行っている。</p>
課題等	<p>【障害者施設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆重症心身障害者及び医療的ケア者における通所施設に対する需要数の把握を継続する必要がある。 ◆医療的ケアを必要とする方を含む重症心身障害者に対応する通所施設の整備方法を決定する必要がある。 ◆医療的ケアを必要とする方を含む重症心身障害者に対応する通所施設の運営法人の確保策について検討する必要がある。 <p>【保健予防課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆精神障害者にとって就労支援等の通所施設が増えることは、就労経験の選択の幅が広がることでもあり望ましいことであるが、事業所において提供されるサービスの内容、一般就労に向けての支援をどのように行っていくのかという視点が重要である。

令和2年度	
取組内容	<p>1 知的・身体障害者に対応する通所施設については、生活介護全体の需要数の動向や民間事業者による施設整備の動向を踏まえながら、医療的ケアを必要とする方を含む重症心身障害者に対応した通所施設の整備方法等について引き続き検討を行う。</p> <p>2 東京都は障害者に対する就労支援の主旨を踏まえた通所施設が開設されるように事業所指定に係る事前相談・指導を行っている。区は、事前相談及び通所事業所が開設された後も適正に運営されるように助言等を行う。</p>
取組結果	<p>1 区内で生活介護事業を運営する法人へ利用者の現況(重症心身障害者および医療的ケア者の有無等)について調査を行った。</p> <p>1 医療的ケアを必要とする方を含む重症心身障害者に対する他自治体の通所施設の事例を探り、電話でのヒアリング等を行った。</p> <p>2 主に精神障害者を対象とする就労支援事業所の新設について事前相談を受けることはなかった。</p>
課題等	<p>【障害福祉課】(組織改正により障害者施設課より変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆重症心身障害者及び医療的ケア者における通所施設に対する需要数の把握を継続する必要がある。 ◆医療的ケアを必要とする方を含む重症心身障害者に対応する通所施設の支援方法を検討する必要がある。 ◆医療的ケアを必要とする方を含む重症心身障害者に対応する通所施設の運営法人の確保策について検討する必要がある。 <p>【保健予防課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆事前相談及び通所事業所が開設された後も適正に運営されるように助言を行う必要がある。
令和3年度	
取組内容	<p>1 知的・身体障害者に対応する通所施設については、生活介護全体の需要数の動向や民間事業者による施設整備の動向を踏まえ「東京都重症心身障害児(者)通所事業」の地域施設活用型の活用も視野に入れ、医療的ケアを必要とする方を含む重症心身障害者に対応した通所施設の支援方法等について引き続き検討を行う。</p> <p>2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点との関連で就労支援事業所の整備についても検討していく。</p>

取組名	精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築	所管課	保健予防課・保健センター
		計画書掲載頁	69

基本目標	1 自立生活支援
施策	(5)保健・医療支援

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会の開催

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	実施	実施	実施	実施	実施	実施
実績	実施	実施	実施			

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

<p>◆精神疾患患者・精神障害のある方が退院後に円滑に地域生活に移行できるよう、医療機関や民間の相談支援事業所等との連携を図ります。</p> <p>◆在宅での生活が困難な精神障害のある方を支えるため、医療機関、精神訪問看護ステーション、相談支援事業所、居宅介護事業所等を対象とした連絡会の開催等により、支援ネットワークの構築を図ります。</p> <p>◆葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会や専門部会において、精神保健福祉の課題を共有し、検討を進めます。</p> <p>【協議事項例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害のある方を支えていくための地域理解の促進 ・精神障害のある方の退院支援について ・障害福祉サービスの充実と利用について <p>【専門部会の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて専門部会を設置します。

(2)取組結果等

令和元年度	
取組内容	<p>1 精神障害者への支援 精神障害のある方が安定して在宅生活を送ることができるよう、適切に医療につなぎ、治療継続や生活上の支援を行う。また、病状悪化や困難事例を迅速に対応するため関係機関の連携を図る。</p> <p>2 措置入院患者や長期入院患者等への退院後支援 措置入院患者や長期入院患者等の退院に向けた支援については、国のガイドラインに基づき保健師が医療機関や障害福祉サービス事業所と連携して地域生活を支えるサービスや支援の充実を図る。</p> <p>3 早期発見、早期治療のための、地域・当事者・家族への支援 精神疾患は、発症が思春期であることが多いが、早期発見に結びつかないことが多い。当事者や家族に対する支援だけでなく、教育機関等の関係機関に対しても普及啓発を行うことで、精神疾患を早期に発見し、必要な治療を早期に開始する。</p>
取組結果	<p>1 精神科入院患者の退院後支援の仕組みの構築 保健所、保健センターでは精神科入院患者の退院後支援を行ってきた。また、国や都の退院後支援ガイドラインに基づいた退院後支援を行うため、体制等の準備を行った。</p> <p>2 長期に入院している精神障害者の退院後支援体制の整備 平成30年度の調査を踏まえ、令和元年度には、地域移行を進めるための調査を実施した。医療機関と具体的な退院支援の仕組みを検討する必要があることがわかった。また、退院後支援体制を検討するため専門部会を平成30年度に引き続き開催する予定であったが、新型コロナウイルス対策のため、やむを得ず中止とした。</p>

取組結果	<p>3 早期発見、早期治療のための、地域・当事者・家族への支援 保健所・保健センターでは、精神保健に関する普及啓発、精神疾患の早期発見、早期治療を目的に、当事者、家族及び支援関係機関を対象に講演会を開催している。ライフステージをテーマにした「思春期講演会」、「認知症講演会」、疾患をテーマにした「統合失調症家族教室」「女性とうつ病」「アディクション講演会」「ギャンブル依存症講演会」「発達障害講演会」等を21回開催し、556人の参加をいただいた。</p>
課題等	<p>【保健予防課】</p> <p>1 精神科入院患者の退院後支援の充実 関係機関と連携し、本人家族への支援を充実する必要がある。また、長期入院患者の支援についてはこれまでの実態把握を踏まえ、精神科病院や地域の支援団体と連携した具体的な支援体制を構築する必要がある。</p> <p>2 在宅療養支援の充実 精神障害のある方が安定して在宅生活を送ることができるよう、適切に医療につなぎ、治療継続や生活上の支援を更に充実する必要がある。</p> <p>3 精神障害者を地域全体で支える仕組みの構築 精神障害者の「親亡き後」の課題を見据えて、関係機関を連携した地域全体で支える体制を構築することが必要である。</p>
令和2年度	
取組内容	<p>1 精神科病院入院患者の退院後支援 入院患者の退院後支援については、精神科医療機関や関係機関と連携し支援を充実するために、今年度より精神保健福祉士を採用し支援の充実を図る。</p> <p>2 長期入院患者の退院後支援 これまでの実態把握を踏まえ、具体的な退院後支援を行いながら、部会等で検討しながら地域の支援体制の検討を行う。</p> <p>3 精神障害者を地域全体で支える仕組みの構築 精神障害者の「親亡き後」の課題を見据えて、精神保健福祉包括ケア推進協議会や部会で地域で支える体制の検討を行う。</p>
取組結果	<p>■葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会や専門部会において、精神保健福祉の課題を共有し、協議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健在宅療養部会(11月) ・長期入院患者等支援部会(11月) ・葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会(3月、書面開催) <p>■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの取り組みとして、初年度は金町保健センターに精神保健福祉士1名を配置し、アウトリーチ支援に取り組んだ。具体的には、管内の精神障害者を対象とし、状況に応じて往診・訪問看護の利用支援、自立支援医療の申請手続きの支援、障害福祉サービス導入に向けた支援、家族間調整、その他療養上必要な支援を行い、精神障害のある方の在宅生活の安定を図った。(電話:88件、面接:30件、訪問:93件、病院訪問:10件(精神科病院5か所)) 保健センター保健師と精神保健福祉士が共に関わることで、緊急入院患者及び長期入院患者の退院に向けた支援をより行きやすくなった。また、福祉の視点を加えることにより、対象者の在宅療養環境が整い、適切な治療継続、症状や生活の安定を図ることができた。</p> <p>■精神科病院入院患者及び長期入院患者の個別事例の一件一件を通して、本人家族への安定した退院後の生活に向けて、精神保健福祉士とともに、支援した。地域で支える体制の構築に向け、協議会や部会にて、長期入院患者等を取り巻く状況等について発言し、検討をした。</p>

課題等	<p>【保健予防課】 ◆精神障害者が地域で安定した生活を送るためには、医療・介護・福祉の連携が必要。</p> <p>【保健センター】 ◆長期入院患者等の退院支援は、それぞれが持つ退院に向けた課題や条件など、個別性があることが多い。その個別性に細やかに対応できる体制が必要となるため、引き続き個別事例を重ねていく必要がある。</p>
令和3年度	
取組内容	<p>精神保健在宅療養部会、長期入院患者支援検討部会を開催する中で支援体制の構築を図る。</p> <p>精神科病院入院患者及び長期入院患者の個別事例の一件一件を通して、本人家族への安定した退院後の生活に向けて、精神保健福祉士とともに、支援する。地域で支える体制の構築に向け、協議会や部会にて、長期入院患者等を取り巻く状況等について発言し、検討をする。</p>

取組名	成年後見センター事業の推進	所管課	福祉管理課
		計画書掲載頁	72

基本目標	1 自立生活支援
施策	(6) 権利擁護

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 中核機関の相談件数(延べ2,310件)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	—	—	—	750件	770件	790件
実績			789件			

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

<p>◆葛飾区社会福祉協議会内に設置した「葛飾区成年後見センター」で、成年後見制度に関する相談や支援、普及・啓発、法人後見の受任などを行います。</p> <p>◆成年後見制度の仕組みなど必要な知識・技能・倫理を修得して後見人等の業務を適正に行うための講座を開催し、市民後見人を養成します。</p>
--

(2)取組結果等

令和元年度	
取組内容	<p>1 成年後見センターにおいて、相談事業として、福祉サービス等に関する一般相談及び専門相談を実施する。</p> <p>2 成年後見センターにおいて、成年後見利用支援事業、市民後見人の養成、後見人等の支援、推進機関連絡協議会等を実施する。</p> <p>3 区民相談室において、出張相談を実施し、成年後見制度に関する相談を受ける。</p> <p>4 葛飾区社会福祉協議会が、法人として成年後見人等及び市民後見人に対する監督人を受任する。</p> <p>5 成年後見制度利用促進計画を策定するとともに、地域連携ネットワーク体制の構築や中核機関の設置に向けて検討を進める。</p>
取組結果	<p>1 相談事業として、福祉サービス等に関する一般相談及び専門相談を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談受付件数 2,235件 ・専門相談受付件数 44件 <p>2 成年後見利用支援事業、市民後見人の養成、後見人等の支援、推進機関連絡会等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談のうち、成年後見制度に関する相談受付件数 733件 ・市民後見人養成講座の開催 1月15、22、29日、2月5、12日(全5日間) 修了生5人 ・成年後見人等の集いの開催 3回(7月、12月、1月に開催) ・実務担当者連絡協議会の開催 1回(10月に開催) ・成年後見制度講演会 8回(6～9月、12月(2回)、2月、3月に開催) <p>3 区民相談室において、成年後見制度に関する出張相談を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談受付件数 6件

取組結果	<p>4 葛飾区社会福祉協議会が、法人として市民後見人に対する監督人を受任した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人後見受任件数 3件 ・市民後見監督受任件数 3件(過年度受任件数3件) <p>5 成年後見制度利用促進計画を地域福祉計画に包含して策定するとともに、成年後見センターを中核機関として位置づけ、地域連携ネットワーク体制の構築を進める方向で検討を行った。</p>
課題等	<p>◆市民後見人養成講座の修了生は後見支援員として社会福祉協議会の補助業務を行うことで、実務経験を積むこととなっている。このため、社会福祉協議会等の法人後見の受任件数を確保することにより、後見支援員が実務を習得する機会を増やし、市民後見人の育成を行っていく必要がある。</p>
令和2年度	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報活動 弁護士会等の専門職団体や医療機関、民生委員・児童委員等と連携し、成年後見制度に関する案内パンフレットの作成や配布、広報等を活用した情報提供、研修会やセミナー開催などを実施する。 2 相談業務 (1)成年後見センターで成年後見制度に関する一般相談及び専門相談を実施する。 (2)区民相談室で後見制度に関する出張相談を実施する。 3 受任者調整 検討支援会議を開催し、後見受任者の調整を行い、後見人候補者を家庭裁判所に推薦する。 4 市民後見人の育成 養成講座を開催するとともに、講座の修了生に対してフォローアップ研修を実施する。 5 法人後見の担い手の活動支援 市民後見NPO法人など、区内の法人後見の担い手からの相談に応じたり連絡会を開催したりするなどして、法人の活動を支援する。 6 後見人支援 親族後見人や市民後見人などの日常的な相談対応や裁判所への定期報告書類の作成支援を実施する。 7 関係団体の連携を強化するために協議会の設置及び運営を行う。 8 葛飾区社会福祉協議会が法人として成年後見人等及び市民後見人に対する監督人を受任する。 9 成年後見制度を利用するための費用(申立費用・報酬費用)を負担することが困難で、一定の要件を満たす方に対して、費用助成を行う。
取組結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報活動 パンフレット作成及び配布(区役所、高齢者総合相談センター、成年後見センター等)、社会福祉協議会だより及び広報かつしかによる周知、講演会及び研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・講演会 8回(参加者数120人) ・研修会 1回(参加者数9人) 2 相談業務 <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談 789件 ・専門相談受付件数 22件 ・出張相談受付件数 4件 3 受任者調整 弁護士、司法書士、社会福祉士、医師などからなる検討支援会議を開催し、権利擁護に関する支援方針の検討、後見人の受任調整を行った。 検討支援会議 9回開催(25件)

取組結果	<p>4 市民後見人の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成講座(参加者数) 4人 ・フォローアップ研修(参加者数) 23人 <p>5 法人後見の担い手の活動支援</p> <p>区内で活動する市民後見NPO法人と連絡会を開催し、情報交換を行う等、法人の活動を支援した。</p> <p>6 後見人支援</p> <p>親族で後見人になっている方を対象に情報交換や講演会を行うことで、活動を支援した。 成年後見人の集い 3回開催(参加者14人)</p> <p>7 協議会の運営</p> <p>成年後見に関わる法律職や福祉職、介護や医療関係者、地域の支援者による協議会を設け、専門職団体や関係団体との連携強化を図った。</p> <p>8 法定後見事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人後見受任件数 12件 ・市民後見監督受任件数 3件 <p>9 申立経費・後見報酬助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申立経費助成件数 1件 ・後見報酬助成件数 31件
課題等	<p>◆庁内各課や各種専門団体との連携を図り、成年後見制度の利用を含めた権利擁護支援について、幅広く相談を受け付ける相談窓口の充実に取り組む必要がある。</p> <p>◆市民後見人の育成と活用を図るために市民後見人を養成しているが、実務経験を積む場が不足している。今後は社会福祉協議会などで法人後見の受任件数を確保し、後見支援員(養成講座修了生)に法人後見の補助業務を行わせることで実務経験を積む場を提供する必要がある。</p> <p>◆申立経費・後見人等報酬助成などの各種事業の周知を図るため、広報紙やホームページでのPR、自治町会や民生委員児童委員等へのパンフレットの配布及び回覧、講座・講演会等のイベントにて配布する等、あらゆる機会を捉えて周知活動を行っていく必要がある。</p>
令和3年度	
取組内容	<p>1 広報活動</p> <p>弁護士会等の専門職団体や医療機関、民生委員・児童委員等と連携し、成年後見制度に関する案内パンフレットの作成や配布、広報等を活用した情報提供、研修会やセミナー開催などを実施する。</p> <p>2 相談業務</p> <p>(1)成年後見センターで成年後見制度に関する一般相談及び専門相談を実施する。 (2)区民相談室で後見制度に関する出張相談を実施する。</p> <p>3 受任者調整</p> <p>検討支援会議を開催し、後見受任者の調整を行い、後見人候補者を家庭裁判所に推薦する。</p> <p>4 市民後見人の育成</p> <p>養成講座を開催するとともに、講座の修了生に対してフォローアップ研修を実施する。</p> <p>5 法人後見の担い手の活動支援</p> <p>市民後見NPO法人など、区内の法人後見の担い手からの相談に応じたり連絡会を開催したりするなどして、法人の活動を支援する。</p> <p>6 後見人支援</p> <p>親族後見人や市民後見人などの日常的な相談対応や裁判所への定期報告書類の作成支援を実施する。</p>

取組 内容	<p>7 関係団体との連携を強化するために協議会の運営を行う。</p> <p>8 葛飾区社会福祉協議会が法人として成年後見人等及び市民後見人に対する監督人を受任する。</p> <p>9 成年後見制度を利用するための費用(申立費用・報酬費用)を負担することが困難で、一定の要件を満たす方に対して、費用助成を行う。</p>
----------	---

取組名	成年後見制度の利用支援	所管課	障害福祉課・保健予防課
		計画書掲載頁	72

基本目標	1 自立生活支援
施策	(6) 権利擁護

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 成年後見制度利用支援事業の実施

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	実施	実施	実施	実施	実施	実施
実績	実施	実施	実施			

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

<p>◆成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害のある方が制度を利用できるよう、成年後見の申立てをする方がいない場合は、区長が申立てを行います。</p>

(2)取組結果等

令和元年度	
取組内容	<p>1 成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害のある方で成年後見の申立てをする方がいない場合に、区長が成年後見の申立てを行う。</p> <p>2 区長が成年後見の申立てをした際、後見人等報酬費用について助成を受けなければ制度の利用が困難な方にその費用の全部又は一部を助成する。</p>
取組結果	<p>1 成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害のある方で成年後見の申立てをする方がいない場合に、区長が成年後見の申立てを行った。</p> <p>2 区長が成年後見の申立てをした際、後見人等報酬費用について助成を受けなければ制度の利用が困難な方にその費用の全部又は一部を助成した。</p> <p>【知的障害】 令和元年度における区長による成年後見の審判請求実績:0件、費用助成実績:1件</p> <p>【精神障害】 区長申立て相談件数 12件、申立て件数5件 内容:統合失調症、高次脳機能障害</p>
課題等	特になし
令和2年度	
取組内容	<p>成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害のある方で成年後見の申立てをする方がいない場合に、区長が成年後見の申立てを行う。</p>

取組結果	<p>成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害のある方で成年後見の申立てをする方がいない場合に、区長が成年後見の申立てを行った。</p> <p>【知的障害】 令和2年度における区長による成年後見の審判請求実績：1件</p> <p>【精神障害】 区長申立て相談件数 10件、申立て件数8件 内容：統合失調症、高次脳機能障害、自閉症スペクトラム障害等</p>
課題等	<p>【保健予防課】 ◆精神障害のある方が安心・安全に地域で生活していくために、適宜、成年後見制度の活用が望まれる。</p>
令和3年度	
取組内容	<p>成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害のある方で成年後見の申立てをする方がいない場合に、区長が成年後見の申立てを行う。</p>

取組名	障害者就労支援システムの整備	所管課	障害福祉課
		計画書掲載頁	74
基本目標	2 就労支援		
施策	(1)一般就労への支援		

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 年間就労者数(延べ405人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	45人	45人	45人	80人	90人	100人
実績	88人	71人	56人			

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

- ◆就労支援施設と連携し、就労に向けてさまざまな準備段階にある方が、その時々に応じた支援を受けられるような支援システムを整備します。
- ◆中間的就労(区内施設で就労体験ができる制度)や協力企業内での実習の場を整備し、一般就労へ向けて、その方に応じた段階的な訓練が受けられるように支援します。また、離職者が次の進路を検討したり、就労先でうまく適応できない方が課題を解決するための支援を受けたりする場としても活用していきます。
- ◆就労がうまくいかない場合においても、安心して何度でも再挑戦することができる支援システムを構築します。

(2)取組結果等

令和元年度	
取組内容	<p>1 就労移行支援施設、就労継続支援施設、就労定着支援施設等の就労支援機関と連携・役割分担をしながら、準備段階に応じて求職者を支援する。</p> <p>2 新たな中間的就労(区内施設で就労体験ができる制度)や協力企業内での実習の場を開拓する。</p> <p>3 離職者・就労先で適応できない方が1か月を目途にした短期間のセンター実習を利用し、進路の検討・職場復帰などをしていく。</p> <p>4 就労がうまくいかない場合は、職業訓練でのスキルアップや、再訓練のため就労支援関係機関を利用することを含め、再挑戦ができるよう連携していく。</p>
取組結果	<p>1 「就労移行支援事業所連絡会」を初めて実施し、定着支援における引き継ぎ方法や役割分担を確認した。また、これまでの「就労支援ネット会議」を「一般就労分科会」「福祉就労分科会」に再編し、「身体・知的障害者就労支援部会」の下部組織として位置付けた。これにより、分科会に出席する現場担当者の意見を就労支援部会で検討し、障害者施策推進協議会に提言する仕組みを作った。その中で、「超短時間雇用」について議論を行ったところ分科会では、B型事業所の利用者が企業と契約するのではなく、事業所と企業との契約により「企業内で就労訓練を実施する方が現実的」であるとの意見もあった。また、「身体・知的障害者就労支援部会」を「精神障害者就労支援部会及び相談支援部会」と合同開催し、障害の種別を超えて就労支援の在り方や方向性、課題を共有できた。</p> <p>2 新たな協力企業は見つからなかった。</p> <p>3 センター内で新たにオフィスサポーター事業を開始し人数が増えたことにより、センター内で実習する場所の確保が難しくなったため、個別の面談を実施したり、センターに出勤練習のために訪問してもらうなどした。</p>

取組結果	<p>4 既存の中間的就労の場を活用したり、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等の利用を勧めるなどした。</p> <p>5 登録者管理のために障害者就業生活支援センター向け「障害者就労支援登録者等相談記録システム」を導入した。登録者の情報管理や相談記録の作成をシステム上で管理することとした。担当者不在の場合も適切に対応でき、職員間の情報共有が円滑に行えるようになった。</p>
課題等	健康面の安定や自身の障害理解ができていない方は比較的早期に就職できるが、不十分な場合就職までに時間がかかる。
令和2年度	
取組内容	<p>1 就労移行支援施設、就労継続支援施設、就労定着支援施設等の就労支援機関と連携・役割分担をしながら、個人個人の就労への準備段階に応じて求職者を支援する。</p> <p>2 ハローワークや企業との連携を強化する。区内や近隣区の企業と関係を深める。</p> <p>3 業務や職場とのマッチングに重点を置き、障害特性や就労経験に配慮した相談支援を行う、障害者職業センターの職業評価を活用し、適性を把握する。就労訓練が必要な場合は、就労移行支援・就労継続支援事業所等の利用につなげる。</p> <p>4 企業と就労者の相談に応じ、職場で長く働き続けられるよう支援を行う。</p>
取組結果	<p>1 就労支援分科会・福祉就労分科会・就労支援部会を実施した。それぞれの施設で、新型コロナウイルス感染症の影響や対応について情報交換を行った。その中で、「WEB面接の実際」について、実施している企業の方を招いて講義を行った。</p> <p>2 区内の企業からの問い合わせから、しごと財団と連携し、3名が実習し、1名就職につながった。また、ハローワークの協力により、「かつしか障害者雇用フェア」を開催し、就職面接会を実施した。区内及び近隣区の企業9社が参加し、48名が面接を受けた。その結果8名就職に結びついた。</p> <p>3 障害者職業センターへの職業評価は、16件依頼した。その他職業センターのジョブコーチに1件、東京ジョブコーチに6件依頼するなど適性の把握をした。勤務先と結果を共有し、職場環境や、本人のスキルアップにつながった。</p> <p>4 就労支援の相談件数は、延べ11,844件に上った。うち、職場定着支援について8,062件の相談に応じた。これまでは、職場訪問により実施していたが、昨年度からは、WEB会議に切り替えるところも増加している。</p>
課題等	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、事業の縮小でやむを得ず解雇になったケースや、休業中で収入が減った方、今後の不安から転職を考える方の相談も増えている。
令和3年度	
取組内容	<p>1 就労移行支援施設、就労継続支援施設、就労定着支援施設等の就労支援機関と連携・役割分担をしながら、個人個人の就労への準備段階に応じて求職者を支援する。</p> <p>2 ハローワークや企業との連携を強化する。区内や近隣区の企業と関係を深める。</p> <p>3 WEB面談・面接等への対応</p> <p>4 企業と就労者の相談に応じ、職場で長く働き続けられるよう支援を行う。</p>

取組名	職場開拓の推進	所管課	障害福祉課
		計画書掲載頁	74

基本目標	2 就労支援
施策	(1)一般就労への支援

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 年間で新規に就労支援センター登録者の就労先となった事業所数(延べ12社)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	2社	2社	2社	2社	2社	2社
実績	3社	2社	1社			

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

<ul style="list-style-type: none"> ◆ハローワーク墨田と定期的に連絡会を開催し、企業の障害者雇用の現状について情報を共有します。 ◆ハローワーク墨田と連携し、障害者雇用に関心のある企業を把握し、雇用に向けての情報提供や働きかけを行います。 ◆区内就労支援施設が参加している会議において、障害者雇用の現状や職場開拓について検討します。
--

(2)取組結果等

令和元年度	
取組内容	1 ハローワーク墨田との定期連絡会を6月に開催予定である。 2 かつしか障害者雇用フェアを9月に開催予定である。区内企業の就職面接会を実施し雇用に向けての情報提供や働きかけを行う。 3 身体・知的障害者就労支援部会及び分科会(令和元年度より改称)を年6回開催予定である。区内就労支援施設40箇所が参加予定である。
取組結果	1 ハローワーク墨田との定期連絡会を年3回実施した。 2 かつしか障害者雇用フェアを9月に開催した。就労支援セミナー「働きがいのある職場づくり」を実施。就職面接会を行った。区内及び近隣区の企業9社が参加し44人が面接を受けた。うち4社(新規2社)に9人が就職した。 3 身体・知的障害者就労支援部会及び「一般就労分科会」「福祉就労分科会」(令和元年度より改称)を計年6回開催した。新たに就労移行支援事業所連絡会を実施した。延べ171人が参加した。就労パスポート、渋谷区における超短時間雇用の取組、共同受注の取組等についてグループ討議等を行った。
課題等	センターが単独で新しい就労の場を開拓することは難しい。
令和2年度	
取組内容	1 ハローワーク墨田との定期連絡会を年に数回開催する。 2 かつしか障害者雇用フェアを9月に開催予定である。区内企業の就職面接会を実施し雇用に向けての情報提供や働きかけを行う。 3 身体・知的障害者就労支援部会及び「一般就労分科会」「福祉就労分科会」を年6回開催予定である。区内就労支援施設と情報交換を行う。

取組結果	<p>1 ハローワーク墨田との定期連絡会を年に2回開催した。</p> <p>2 かつしか障害者雇用フェアを9月に開催した。ハローワークの協力により、就職面接会を実施した。区内及び近隣区の企業9社(新規2社)が参加し、48名が面接を受けた。その結果8名就職に結びついた。区内の企業からの問い合わせから、しごと財団と連携し、3名が実習し、1名就職につながった。</p> <p>3 身体・知的障害者就労支援部会及び「一般就労分科会」「福祉就労分科会」を年6回開催した(うち、身体・知的障害者就労支援部会2回は書面開催とした)。新型コロナウイルス感染症の影響や対応について情報交換を行った。その中で、「WEB面接の実際」について、実施している企業の方を招いて講義を行った。</p> <p>4 令和2年3月より障害者就業生活支援センター向け集計ソフトを導入した。新規の就労先が把握できるようになった。</p>
課題等	<p>引き続き、ハローワークや関係機関と連携し、新規企業を開拓していく。</p>
令和3年度	
取組内容	<p>1 ハローワーク墨田との定期連絡会を開催予定である。</p> <p>2 かつしか障害者雇用フェアを9月に開催予定である。区内や近隣区の企業の就職面接会を実施し雇用に向けての情報提供や働きかけを行う。</p> <p>3 障害者就労支援部会(令和3年度より改称)及び分科会を年6回開催予定である。区内就労支援施設40箇所が参加予定である。</p>

取組名	葛飾区チャレンジ雇用	所管課	障害福祉課
		計画書掲載頁	75

基本目標	2 就労支援
施策	(1)一般就労への支援

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 チャレンジ雇用人数(延べ30人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	5人	5人	5人	5人	5人	5人
実績	6人	9人	6人			

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

- ◆一般就労に向けての経験を積む場として、区が期限を設けて障害のある方を雇用します。
- ◆区が率先して知的障害や精神障害のある方の雇用に努めることで、区内企業をはじめとする一般企業における障害者雇用の促進につなげます。

(2)取組結果等

令和元年度	
取組内容	1 令和元年度は5月に1人採用予定。 2 在職者については、個別支援計画により一般就労に向けて支援していく。 3 これまでは臨時職員だったが、令和元年度から非常勤職員に身分を変更することとする。これにより、より一層継続的な支援の実施を図る。
取組結果	1 5月に1人採用、9月1人退職、2月に2人採用した。 2 一般企業に就職した者はいなかった。
課題等	チャレンジ雇用職員の勤怠が安定しないなど長期的な支援が必要である。
令和2年度	
取組内容	1 令和2年度は新たな採用予定なし。 2 在職者については、個別支援計画により一般就労に向けて支援していく。 3 令和2年度から非常勤職員から会計年度任用職員に身分を変更することとする。
取組結果	1 7月1人、12月に1人、1月に1人退職した。 2 令和2年12月に一般企業に1人就職した。
課題等	退職した2人については、勤怠が安定せず、継続して勤務することが困難であり、退職することとなった。
令和3年度	
取組内容	1 令和3年5月に2名、7月に1名採用予定。 2 在職者については、個別支援計画により一般就労に向けて支援していく。

取組名	定着支援と余暇・生活支援の充実	所管課	障害福祉課
		計画書掲載頁	75

基本目標	2 就労支援
施策	(1)一般就労への支援

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 就労支援センター登録者の就労定着率

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	74.00%	74.40%	74.80%	76.00%	77.00%	78.00%
実績	64.00%	75.00%	63.40%			

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

<p>◆障害のある方が一般就労した後も働き続けることができるよう、職場訪問や本人との面談を通して生活支援や本人と企業との調整を行う職場定着支援を、就労定着支援事業所と連携して実施します。</p> <p>◆NPO法人と区の協働事業である「自主活動支援事業」により、家族会やボランティア団体等の行う余暇活動の情報を提供し、障害のある方の余暇の充実を支援します。</p> <p>◆生活支援に関わる施設や支援機関との連携を図ります。</p>
--

(2)取組結果等

令和元年度	
取組内容	<p>1 就労定着支援事業所との連携を図るために連絡会を実施する。</p> <p>2 NPO法人と区の協働事業である「自主活動支援事業」については、広く紹介を行う。</p> <p>3 援護係や保健所、グループホーム等生活の場など、関係機関と必要に応じ連携を行っていく。</p>
取組結果	<p>1 就労移行支援事業所連絡会を実施した。定着支援サービスを実施している事業所も多く、改めて定着支援の引継ぎ方法や役割分担を確認した。</p> <p>2・NPO法人と区の協働事業である「自主活動支援事業」については、新規登録者にパンフレットを渡して紹介した。コロナウイルスの影響により、令和元年度については3月3日を最後に活動を休止した。</p> <p>・水曜夜間開所を引き続き実施した。延べ734人の参加があった。他の人の仕事内容や勤務先の企業の情報交換により、休日と一緒に出掛けるようになった方もおり、人間関係の輪を広げるきっかけとなった。新型コロナウイルスの影響により、2月26日を最後に休止した。</p> <p>・就労者のつどい(大忘年会)を12月6日に実施した。登録者及び就労先の企業の方合わせて130人の出席があった。会の中で新規就労者、10年勤続者、20年以上勤続者の紹介を行い、就労に対するモチベーションアップと定着意欲の喚起を図った。</p> <p>・就労の継続と職場定着を奨励するため、定着奨励金の助成を行った。勤続10年8人、20年2人、20年以上11人に祝い金として1万円を支給した。</p> <p>3 援護係や保健所、グループホーム等生活の場など、関係機関と必要に応じて連携を行った。</p>
課題等	<p>◆NPO法人と区の協働事業である「自主活動支援事業」については、メンバーが固定化しており、新規の利用者獲得につながらない。</p>

令和2年度	
取組内容	<p>1 就労定着支援事業所との連携については、引き続き連絡会を実施する。</p> <p>2 NPO法人と区の協働事業である「自主活動支援事業」については、活動の周知のため余暇活動の情報提供を積極的に行う。</p> <p>3 援護係や保健所、グループホーム等生活の場など、関係機関と必要に応じ連携を行う。</p>
取組結果	<p>1 新型コロナウイルス感染症の拡大により、就労移行支援事業所連絡会は開催できなかった。</p> <p>2・NPO法人と区の協働事業である「自主活動支援事業」については、新規登録者にパンフレットを渡して紹介した。新型コロナウイルスの影響により、4月すべての活動を休止し、5月、1月から3月は電話及びメール相談を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水曜夜間開所は、緊急事態宣言中を除いて実施した。延べ1,158人の参加があった。 ・例年は、就労者のつどい(大忘年会)を実施しているが、令和2年度は規模を縮小し「永年勤続の祝い」を開催した。10年及び20年勤続者とそのご家族や就労先の方に参加していただきアットホームな雰囲気の家となった。 ・就労の継続と職場定着を奨励するため、定着奨励金の助成を行った。勤続10年21人、20年3人に祝い金として1万円を支給した。 <p>3 援護係や保健所、グループホーム等生活の場など、関係機関と必要に応じて連携を行った。</p>
課題等	令和2年度は、就労移行支援事業所連絡会は、開催できなかったため、開催して情報共有を図りたい。
令和3年度	
取組内容	<p>1 就労定着支援事業所との連携については、引き続き連絡会を実施する。</p> <p>2 NPO法人と区の協働事業である「自主活動支援事業」については、活動の周知のため余暇活動の情報提供を積極的に行う。</p> <p>3 援護係や保健所、グループホーム等生活の場など、関係機関と必要に応じ連携を行う。</p>

取組名	障害者就労支援施設の工賃向上に向けた支援	所管課	障害福祉課
		計画書掲載頁	77

基本目標	2 就労支援
施策	(2) 福祉的就労への支援

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 コンサルタント派遣施設数(延べ6箇所)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
実績	1箇所	1箇所	1箇所			

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害者就労支援施設の工賃向上を目指して、平成25(2013)年度から実施している経営コンサルタント派遣事業を継続し、工賃向上に結びつく事業の実施・改善につなげます。 ◆ 障害者就労支援施設とともに、工賃向上に向けた情報共有や具体的な取組について検討します。 ◆ 自主生産品販売所協議会と協力し、障害のある方の自主生産品の売り上げの増加を目指します。 ◆ 「障害者就労施設等からの物品等調達推進方針」に基づき、区が率先して区内障害者施設に物品等を発注し、工賃向上を図ります。

(2)取組結果等

令和元年度	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 経営コンサルタント派遣事業については選定した事業所に対し、今後事業実施予定である。 2 福祉就労分科会を2回開催し、情報交換・取組の検討を実施する予定である。 3 「東京都共同受注窓口」に登録し、東京都からの助言を受けて区内の各施設と協力して共同受注の仕組みづくりを検討する。 4 自主生産品販売所協議会と協力し、区役所合同販売会(6月、12月、2月実施予定)、各イベントでの販売(5イベントに参加予定)を予定している。 5 優先調達方針に基づき、ホームページ等で周知する。福祉就労分科会においても検討予定である。
取組結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 経営コンサルタント派遣事業については、やすらぎリバーシティに対してコンサルタントの利用等に関する経費の補助を実施した。 計画実施補助金については、かがやけ第2共同作業所に補助を実施した。 2 福祉就労分科会を2回開催した。「共同受注」について、工賃向上推進事業実践報告、自主生産品販売の拡大について等の情報交換、グループ討議等を行った。 3 「東京都共同受注窓口」に登録した。東京都から大口受注案件の情報提供を受け、3件延べ13施設の受注に結び付いた。 4 区役所合同販売会(6月、12月、2月実施)、各イベントでの販売(6イベントのとりまとめ)、これまで区役所区民ホールランチ販売を火曜日から木曜日実施していたが、月曜日及び金曜日の販売日を追加した。区の人材育成センターにおいて区職員の研修開催に合わせて、昼食の販売を開始した。 5 優先調達方針に基づき、ホームページ等で周知した。
課題等	◆ 葛飾区独自の共同受注ネットワークの仕組みが確立されていない。

令和2年度	
取組内容	<p>1 経営コンサルタント派遣事業については選定した事業所に対し、今後事業実施予定である。</p> <p>2 福祉就労分科会を2回開催し、情報交換・取組の検討を実施する予定である。区内事業所のPRの実施。</p> <p>3 「東京都共同受注窓口」と連携し活用する。また区独自の共同受注ネットワーク構築を検討する。</p> <p>4 自主生産品販売所協議会と協力し、区役所合同販売会(6月、12月、2月実施予定)、各イベントでの販売(5イベントに参加予定)を予定している。</p> <p>5 優先調達方針の周知。庁内に方針を周知し、新規受注を増やす。</p>
取組結果	<p>1 経営コンサルタント派遣事業については、かがやき夢工場に対してコンサルタントの利用等に関する経費の補助を実施した。 計画実施補助金については、やすらぎリバーシティに補助を実施した。</p> <p>2 福祉就労分科会を2回開催した。「共同受注」について、工賃向上推進事業実践報告、自主生産品販売の拡大について等の情報交換等を行った。施設の工賃向上に関するアンケートを集計した。売り上げ増に向けての課題などを把握した。</p> <p>3 引き続き「東京都共同受注窓口」に登録した。東京都から大口受注案件の情報提供を受け、2件延べ5施設の受注に結び付いた。</p> <p>4 区役所合同販売会は例年年3回(6月、12月、2月)実施している。令和2年度は、6月は中止をしたが、12月及び2月は、密集等を避けるために、日数を増やし、1日あたりの参加施設数を調整するなどして開催をした。その結果1日当たりの売り上げが増えた。また、区役所各部署でのイベントの開催がほとんどなかった。</p> <p>5 優先調達方針に基づき、ホームページ等で周知した。</p>
課題等	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、区役所各部署でのイベントが軒並み中止になり、販売機会が激減した。</p>
令和3年度	
取組内容	<p>1 経営コンサルタント派遣事業については対象を法人単位から、就労継続支援B型事業所ごとに拡大し、選定した事業所に対し、今後事業実施予定である。</p> <p>2 福祉就労分科会を2回開催し、情報交換・取組の検討を実施する予定である。区内事業所のPRの実施。</p> <p>3 「東京都共同受注窓口」と連携し活用する。また区の共同受注ネットワークとして、令和3年度より新たに東京都葛飾福祉工場に委託契約の予定。また、工賃向上のため、NPO法人PIPPOと「自主生産品販売促進アドバイザー業務」の委託契約を始めた。</p> <p>4 自主生産品販売所協議会と協力し、区役所合同販売会(6月、12月、2月実施予定)、各イベントでの販売を予定している。</p> <p>5 優先調達方針の周知。庁内に方針を周知し、新規受注を増やす。</p>

取組名	相談支援体制の充実	所管課	障害福祉課・障害者施設課・子ども家庭支援課・学校教育支援担当課
		計画書掲載頁	79

基本目標	3 育成支援
施策	(1)障害児サービスの充実

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 相談支援体制の充実

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	実施	実施	実施	実施	実施	実施
実績	実施	実施	実施			

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

◆障害のある子どもの保護者が抱える不安や悩みを受け止め適切に対応するため、子どもが在籍する幼稚園・保育所、学校、相談支援事業所と連携を図りながら、相談支援体制を充実させます。

(2)取組結果等

令和元年度	
取組内容	<p>1 子ども総合センターでは、保健センターや保育園・幼稚園、療育機関や総合教育センター等の関係機関それぞれが有する機能や役割を効果的に果たせるよう連携して相談支援を行う。そして、発達に課題のある子どもの成長発達に関する保護者の相談に適切に対応し、児への関わり方の提案や必要に応じて発達検査の実施及び療育機関の紹介を行い、保護者が安心して子育てができるようにする。</p> <p>2 保護者の相談内容やニーズを分析し、各支援機関や関係機関と共有しながら、一人ひとりに応じた支援のあり方を検討できるように相談体制の充実を図る。</p> <p>3 療育機関をすぐに利用できない場合には、保護者に対しての面談実施や巡回訪問事業を通してフォローを行う。また児童館等と連携して、保護者や児に対する支援が継続できるようにする。</p> <p>4 幼稚園・保育園等からの希望に応じて園訪問を実施し、発達状況が心配される児童の観察と、園から保護者への働きかけ方法について助言を行う。</p> <p>5 就学を控えた保護者を対象とした就学懇談会を実施する。</p> <p>6 就学前機関職員を対象とした就学相談説明会を実施する。</p> <p>7 子ども発達センターでは、子ども発達センターに通うすべての児童に対して障害児支援利用計画の提供ができるように支援する。</p> <p>8 障害児支援利用計画を作成する過程において、保護者からの不安や悩みを受け止めるとともに通所支援事業者間や保育園・幼稚園等との連携を積極的に図る。</p> <p>9 必要に応じて関係機関による支援会議を開催し、学校への引継ぎや放課後等デイサービス事業への引継ぎを行う。</p>

<p>取組 結果</p>	<p>1・2・4 子ども総合センターでは、発達相談事業、巡回訪問事業、5歳児健康診査事業を実施し、発達に心配のある児を持つ保護者の不安や相談への対応を行った。また、より細やかな相談支援を行うことで、適切な支援に更につながるようにした。</p> <p>【発達相談事業】相談件数607件 発達検査実施202件(実績については、『相談支援体制の充実』 1 自立生活支援(1)相談体制の充実から再掲)。</p> <p>【巡回訪問事業】巡回訪問回数708回、指導対象児数1,083人 【5歳児健康診査事業】対象児数3,738人 アンケート提出者数3,301人(うち要支援該当児数267人) 5歳児健康診査による相談件数260件</p> <p>3・4 療育機関をすぐに利用できない場合には、保護者に対しての面談実施や巡回訪問事業を通してフォローを行った。また児童館等と連携して、保護者や児に対する支援が継続できるようにした。</p> <p>5 子ども総合センターでは、教育委員会と連携し、年長児の保護者を主とした就学懇談会を実施した。</p> <p>4 区立幼稚園から訪問の依頼を受け、延べ4回実施した。</p> <p>5 主に療育機関を中心に、就学相談説明会を延べ11回実施した。また、説明会の後、希望者に対し個別の相談の機会をつくり、制度周知を行った。</p> <p>6 療育機関職員を対象とした説明会を延べ9回実施した。</p> <p>7 子ども発達センター全在籍児童 308人中 305人(99%)の障害児支援利用計画を作成した。</p> <p>8 保護者からの不安や悩みを受け止めるとともに生活全般を把握し、療育を行う職員や必要に応じて他事業所・保育園・幼稚園から情報収集を行い課題を抽出することで、障害児支援利用計画に反映することができた。</p> <p>9 必要に応じて関係機関による支援会議の開催や、学校への引継ぎ、児童の状況に応じて放課後等デイサービス事業への移行児の引継ぎを実施した。</p> <p>関係機関による支援会議開催数 8回 学校への引継ぎ会参加数 52回(1～3月) 卒業後の放課後等デイサービス移行児童の障害児支援利用計画作成 2件</p>
<p>課題等</p>	<p>【子ども家庭支援課】</p> <p>◆巡回訪問事業、発達相談事業、5歳児健康診査事業を通じて、何らかの支援が必要な児の保護者のニーズに対して、時期によってはすぐに利用を開始できる療育機関が少ない。</p> <p>【指導室(総合教育センター)】</p> <p>◆引き続き、区立幼稚園に専門家チーム派遣の制度につき周知する必要がある。</p> <p>◆療育機関に関わっている保護者だけでなく、誰もが情報を得られる方法での制度周知が必要である。</p> <p>【障害者施設課】</p> <p>◆令和2年10月、令和3年4月に(仮称)高砂児童発達支援センターへ移行する児童の障害児支援利用計画について、支援内容を適切に引き継ぐとともに必要な手続きが滞りなく実施していくことが課題である。</p>

令和2年度	
取組内容	<p>1 子ども総合センターでは、保健センターや保育園・幼稚園、療育機関や総合教育センター等の関係機関それぞれが有する機能や役割を効果的に果たせるよう連携して相談支援を行う。そして、発達に課題のある子どもの成長発達に関する保護者の相談に適切に対応し、児への関わり方の提案や必要に応じて発達検査の実施及び療育機関の紹介を行い、保護者が安心して子育てができるようにする。</p> <p>2 保護者の相談内容やニーズを分析し、各支援機関や関係機関と共有しながら、一人ひとりに応じた支援のあり方を検討できるように相談体制の充実を図る。</p> <p>3 療育機関をすぐに利用できない場合には、保護者に対しての面談実施や巡回訪問事業を通してフォローを行う。また児童館等と連携して、保護者や児に対する支援が継続できるようにする。</p> <p>4 幼稚園・保育園等からの希望に応じて園訪問を実施し、発達状況が心配される児童の観察と、園から保護者への働きかけ方法について助言を行う。</p> <p>5 就学を控えた保護者を対象とした就学懇談会を実施する。</p> <p>6 子の就学を控えた保護者を対象とした就学相談説明会を、誰もが参加可能な会場で実施する。</p> <p>7 広く就学相談を知ってもらえるよう、時間や場所に制約を受けない方法で制度周知を行う。</p> <p>8 子ども発達センターでは、子ども発達センターに通うすべての児童に対して障害児支援利用計画の提供ができるように支援する。</p> <p>9 障害児支援利用計画を作成する過程において、保護者からの不安や悩みを受け止めるとともに通所支援事業者間や保育園・幼稚園等との連携を積極的に図る。</p> <p>10 必要に応じて関係機関による支援会議を開催し、学校への引継ぎや放課後等デイサービス事業への引継ぎを行う。</p>
取組結果	<p>1・2・4 子ども総合センターでは、発達相談事業、巡回訪問事業、5歳児健康診査事業を実施し、発達に心配のある児を持つ保護者の不安や相談への対応を行った。また、より細やかな相談支援を行うことで、適切な支援に更につながるようにした。</p> <p>【発達相談事業】相談件数581件 発達検査実施194件(実績については、『相談支援体制の充実』 1 自立生活支援(1)相談体制の充実から再掲)。</p> <p>【巡回訪問事業】巡回訪問回数480回、指導対象児数1,061人</p> <p>【5歳児健康診査事業】対象児数3,718人 アンケート提出者数3,311人(うち要支援該当児数288人) 5歳児健康診査による相談件数283件</p> <p>3・4 療育機関をすぐに利用できない場合には、保護者に対しての面談実施や巡回訪問事業を通してフォローを行った。また児童館等と連携して、保護者や児に対する支援が継続できるようにした。</p> <p>5 子ども総合センターでは、教育委員会と連携し、年長児の保護者を主とした就学懇談会を実施した。</p> <p>6 緊急事態宣言の発出により、集合による就学相談説明会は中止としたが、説明会資料及びよくある質問をホームページに掲載し、誰もが内容を確認できる形とした。</p> <p>7 従来の幼稚園、保育園、療育機関への周知に加え、資料をホームページに掲載するほか、郵送でも就学相談を受け付けた。</p>

取組結果	<p>8 子ども発達センター全在籍児童 261人中259人(99%)の障害児支援利用計画を作成した。</p> <p>9 保護者からの不安や悩みを受け止めるとともに生活全般を把握し、療育を行う職員や必要に応じて他事業所・保育園・幼稚園から情報収集を行い課題を抽出することで、障害児支援利用計画に反映することができた。</p> <p>10 必要に応じて関係機関による支援会議の開催や、学校への引き継ぎ、児童の状況に応じて放課後等デイサービス事業への移行児の引継ぎを実施した。関係機関による連携回数85回</p>
課題等	<p>【子ども家庭支援課】</p> <p>◆巡回訪問事業、発達相談事業、5歳児健康診査事業を通じて、何らかの支援が必要な児の保護者のニーズに対して、時期によってはすぐに利用を開始できる療育機関が少ない。</p> <p>◆発達障害が社会的に周知されてきたこと、コロナ禍で外出が抑制され保護者の身近な相談機会が減る等から、児の発達について不安や心配が高まることで専門機関としての子ども総合センターへの相談希望が増えてきている。一方で、コロナ禍の影響で他児と比較する機会が少なくなることで我が子の課題に気付くきっかけが減る、また運動面やコミュニケーション面での発達が阻害され、経験不足なのか、本来の児の持つ発達課題なのか判断が難しいケースもあり、児や保護者を取り巻く状況が二極化する懸念がある。</p> <p>【学校教育支援担当課】</p> <p>◆ホームページに掲載する資料は、口頭説明の代わりに補足を加える等、より分かりやすいものとする必要がある。</p> <p>◆幼稚園、保育園等に所属していない場合でも、就学相談の情報がキャッチできるよう支援する必要がある。</p> <p>【障害者施設課】</p> <p>◆引き続き他機関へ働き掛けていく中で、効率的な連携を検討していく。</p>
令和3年度	
取組内容	<p>1 子ども総合センターでは、保健センターや保育園・幼稚園、療育機関や総合教育センター等の関係機関それぞれが有する機能や役割を効果的に果たせるよう連携して相談支援を行う。そして、発達に課題のある子どもの成長発達に関する保護者の相談に適切に対応し、児への関わり方の提案や必要に応じて発達検査の実施及び療育機関の紹介を行い、保護者が安心して子育てができるようにする。</p> <p>2 保護者の相談内容やニーズを分析し、各支援機関や関係機関と共有しながら、一人ひとりに応じた支援のあり方を検討できるように相談体制の充実を図る。</p> <p>3 療育機関をすぐに利用できない場合には、保護者に対しての面談実施や巡回訪問事業を通してフォローを行う。また児童館等と連携して、保護者や児に対する支援が継続できるようにする。</p> <p>4 幼稚園・保育園等からの希望に応じて園訪問を実施し、発達状況が心配される児童の観察と、園から保護者への働きかけ方法について助言を行う。</p> <p>5 就学を控えた保護者を対象とした就学懇談会を実施する。</p> <p>6 子の就学を控えた保護者を対象とした就学相談説明会について、会場での開催に加え、引き続きホームページにも資料を掲載し、広く分かりやすく内容を確認できる形とする。</p> <p>7 広く就学相談を知ってもらえるよう、広報やホームページによる周知の時期、回数、内容等を精査し、よりよいものにしていく。</p>

取組 内容	<p>8 子ども発達センターに通うすべての児童に対して障害児支援利用計画の提供ができるように支援する。</p> <p>9 障害児支援利用計画を作成する過程において、保護者からの不安や悩みを受け止めるとともに通所支援事業者間や保育園・幼稚園等との連携を積極的に図る。</p> <p>10 必要に応じて関係機関による支援会議を開催し、学校への引き継ぎや放課後等デイサービス事業への引き継ぎを行う。</p>
----------	--

取組名	療育機関の整備	所管課	障害福祉課
		計画書掲載頁	79
基本目標	3 育成支援		
施策	(1)障害児サービスの充実		

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 児童発達支援センターの整備(延べ1箇所)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標			1箇所			
実績			1箇所			

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

◆増加する療育ニーズに対応するため、民間事業者による児童発達支援センターの設置を支援します。また、さまざまな課題や障害のある子どもが適切な療育を受けることができるよう、必要量に応じて療育機関の整備を図ります。

(2)取組結果等

令和元年度	
取組内容	<p>引き続き区内3箇所目の児童発達支援センター(高砂3丁目)の整備・運営法人として選定した「社会福祉法人 常盤会」を支援し、児童発達支援センターの整備の確実な進捗を図る。</p> <p>【実施事項】</p> <p>①国庫補助金内示:令和元年8月頃 ②実施設計・入札 :令和元年8～9月頃 ③住民説明会 :令和元年10月頃 ※施設概要及び工事内容等の説明 ④工事着工 :令和元年12月頃</p>
取組結果	<p>国庫補助協議の内示を受け、建設工事の実施に伴う住民説明会を令和元年12月11日に実施し、令和2年10月開設に向けて令和2年1月8日に着工した。</p> <p>区内の児童発達支援センターの関係者による情報交換会を定期的に行い、各センターの役割分担等について検討した。</p>
課題等	引き続き、区内に3箇所目の児童発達支援センターが整備された際の各センターの連携体制等について、整備と並行して予め関係者による検討を行う必要がある。
令和2年度	
取組内容	<p>引き続き区内3箇所目の児童発達支援センター(高砂3丁目)の整備・運営法人として選定した「社会福祉法人 常盤会」を支援し、児童発達支援センターの整備の確実な進捗を図る。</p> <p>【実施事項】</p> <p>①竣工 :令和2年7月頃 ②内覧会 :令和2年9月頃 ③供用開始 :令和2年10月予定</p>

取組結果	<p>高砂3丁目に区内3箇所目の児童発達支援センターを整備し、運営法人である「社会福祉法人常盤会」を支援した。</p> <p>【実施事項】</p> <p>①竣工 : 令和2年7月末 ②内覧会 : 令和2年9月23日～9月25日 ③供用開始 : 令和2年10月1日</p> <p>区内の児童発達支援センターの関係者による情報交換会を定期的に行い、各センターの役割分担等について検討した。</p>
課題等	<p>区内3箇所の各児童発達支援センターの役割分担等について、引き続き検討する必要がある。</p>
令和3年度	
取組内容	<p>ニーズの把握に努め、療育機関に対する支援策の検討を行う。</p>

取組名	障害のある子どもが在籍する幼稚園・保育所等への支援	所管課	子育て支援課・保育課・子ども家庭支援課・学校教育支援担当課
		計画書掲載頁	80

基本目標	3 育成支援
施策	(1)障害児サービスの充実

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 障害のある子どもが在籍する幼稚園・保育所等への支援

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	実施	実施	実施	実施	実施	実施
実績	実施	実施	実施			

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

<ul style="list-style-type: none"> ◆子ども総合センターでは、幼稚園・保育所等への巡回訪問を継続的に実施することにより、施設職員に対して発達や障害に対応した療育上必要な助言・指導を行います。 ◆子ども総合センター及び保育課では、施設職員に対する研修を実施します。 ◆教育委員会では、就学に向けた支援を行います。 ◆障害のある子どもが在籍する幼稚園・保育所等に、運営上の補助を行います。

(2)取組結果等

令和元年度	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 私立幼稚園、保育所等(対象施設52園／対象児童数227人)に対し、総額263,033千円(令和元年度予算)の障害児受入れにかかる運営上の補助を行う。 2 公立保育園及び私立認可保育園・地域型保育事業(家庭的保育事業所・小規模保育事業所)・認定こども園・認証保育所に出向き、要支援児(心身に障害のある児童・集団保育で安心安全確保が困難な児童)の行動観察及び加算認定(公立は人的配置、私立は運営費)を実施する。 3 必要に応じて、保育のアドバイスも実施する。 4 公立保育園及び私立認可保育園・地域型保育事業(家庭的保育事業所・小規模保育事業所)・認定こども園・認証保育所対象に、専門的な知識の習得や障害児等への対応のスキルアップを目的に研修を企画し、開催する。(発達支援保育研修6・11・1・2月実施・看護師研修12月実施) 5 公立保育園の看護師、園長対象に、医療的ケアの技術習得を目的とした看護師研修を実施する。(年3～4回) 6 発達遅延の乳児保育のためにベビーバウンサー10台を購入し、計画的に公立保育園に配置する。 7 子ども総合センターでは、「巡回訪問事業」として幼稚園・保育園等の要請により発達支援専門員が園に訪問し、集団生活を送る上で困難さを持つ児の対応について、園での行動観察と担当者との意見交換(コンサルテーション)を通じて保育者(園)への支援を行う。合わせて、日常的に保育者からの相談を受け、保育者が抱える支援の困難さの改善に向けて対応する。 8 幼稚園・保育園等の区内施設職員に対し、専門講師を招いた講演会を開催し、乳幼児の発達に関する理解を深め、支援スキルの向上を図ることを目的として「地域療育セミナー」を開催する。講演内容については時事等に考慮しながら、実施方法や内容を企画していく。 9 新規開設の保育園等には、発達に課題のある児への支援体制についての理解を図る。その上で区内に就園しているすべての児が発達に関する園からのサポートが受けられるようにする。

<p>取組内容</p>	<p>10 幼稚園・保育園からの希望に応じて園訪問を実施し、発達状況が心配される児童の観察と、園から保護者への働きかけ方法について助言を行う。</p> <p>11 就学を控えた保護者を対象とした就学懇談会を実施する。</p> <p>12 就学前機関職員を対象とした就学相談説明会を実施する。</p>
<p>取組結果</p>	<p>1 私立幼稚園、保育所等(対象施設52園／対象児童数224人)に対し、総額227,632千円(令和元年度実績)の障害児童受け入れにかかる運営上の補助を行った。</p> <p>2 公立保育園及び私立認可保育園・地域型保育事業(家庭的保育事業所・小規模保育事業所)・認定こども園・認証保育所に出向き、要支援児(心身に障害のある児童・集団保育で安心安全確保が困難な児童)の行動観察及び加算認定(公立は人的配置、私立は運営費)を実施した。</p> <p>3 必要に応じて、保育のアドバイスも実施した。</p> <p>4 公立保育園及び私立認可保育園・地域型保育事業(家庭的保育事業所・小規模保育事業所)・認定こども園・認証保育所対象に、専門的な知識の習得や障害児等への対応のスキルアップを目的に研修を企画し実施した。 (保育士・看護師研修 5・6・7・9・10・11・12・1月8回実施、発達支援保育研修 6・11・1・2月4回実施 看護師研修 11月1回実施)</p> <p>5 公立保育園の看護師、園長対象に、都立水元小小学園にて医療的ケア児支援のための研修を実施した。(9月2回実施)</p> <p>6 発達遅延の乳児保育のためにベビーバウンサー10台を購入し、計画的に公立保育園に配置した。</p> <p>6 公立保育園に障害児用(先天的疾病を含む)の小児用パルスオキシメーターを3個購入し、該当園に配置した。</p> <p>要支援児が保育施設と療育機関の併用にあたり、保育の必要性の確認ができれば利用は可能であることとした。但し、保護者からの申請や相談時に個別対応で判断している。</p> <p>7 子ども総合センターでは、巡回訪問事業による園訪問や保育者からの相談を日常的に行った(実績については、『相談支援体制の充実』3 育成支援 (1)障害児サービスの充実 参照)。</p> <p>7 保育者からの日常的な相談を受ける中で、相談内容に応じて適宜園訪問を行い、必要に応じて保護者を交えた園面談を実施した。</p> <p>8 子ども総合センターでは、地域療育セミナーを実施した。</p> <p>9 新規開設の保育園等には、園毎に発達に課題のある児への支援体制についての説明を行った。</p> <p>9 すべての園と保育者から就園している児に対して発達に関するサポートが受けられるように理解を促した。</p> <p>11 就学を控えた保護者を対象とした就学懇談会を指導室と共催で実施した。</p> <p>10 区立幼稚園から訪問の依頼を受け、延べ4回実施した。</p> <p>11 主に療育機関を中心に、就学相談説明会を延べ11回実施した。また、説明会の後、希望者に対し個別の相談の機会をつくり、制度周知を行った。</p> <p>12 療育機関職員を対象とした説明会を延べ9回実施した。</p>

課題等	<p>【子育て支援課】 ◆今後も行動観察を行う保育課と連携し、要支援児等に対する保育所等への補助を適切に行う。</p> <p>【保育課】 ◆重度障害や先天的疾病のある児童、発達支援児、その傾向を持つ児童など様々なケースの児童の入所が増加することによる、その他の児童との関わり方やクラス運営の工夫が必要である。 ◆公立保育園において要支援児対応にあたる保育・看護師人材の確保。特に、随時入所時の人材確保が困難である。</p> <p>【子ども家庭支援課】 ◆巡回訪問事業については、園訪問や保育者からの日常的な相談を受け、発達支援専門員から保育者への助言等を積み重ね、成果として支援が向上してきている。一方、新規開設園の増加、近年の保育士確保の難しさから保育や児への支援のノウハウの継承が難しくなっている。</p> <p>【指導室】 ◆引き続き、区立幼稚園に専門家チーム派遣の制度につき周知する必要がある。 ◆療育機関に関わっている保護者だけでなく、誰もが情報を得られる方法での制度周知が必要である。</p>
令和2年度	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 私立幼稚園、保育所等(対象施設48園／対象児童数195人)に対し、総額221,562千円(令和2年度予算)の障害児童受け入れにかかる運営上の補助を行う。 2 公立保育園及び私立認可保育園・地域型保育事業(家庭的保育事業所・小規模保育事業所)・認定こども園・認証保育所に出向き、要支援児(心身に障害のある児童・集団保育で安心安全確保が困難な児童)の行動観察及び加算認定(公立は人的配置、私立は運営費)を実施する。 3 必要に応じて、保育のアドバイスも実施する。 4 公立保育園及び私立認可保育園・地域型保育事業(家庭的保育事業所・小規模保育事業所)・認定こども園・認証保育所対象に、専門的な知識の習得や障害児等への対応のスキルアップを目的に研修を企画し実施する。 (保育士・看護師研修6・7・9・10・11・12月・他合せて年8回、発達支援保育研修年4回・看護師研修年1回) 5 公立保育園の看護師、園長対象に、医療的ケアの技術習得を目的とした看護師研修を実施する。 (年1回) 6 発達遅延の乳児保育のためにベビーバウンサー10台を購入し、計画的に公立保育園に配置する。 7 保護者から児童の保育施設と療育機関の併用利用についての申請や相談の場合、保育の必要性の確認をとりながら個別対応で併用を実施する。 8 子ども総合センターでは、「巡回訪問事業」として幼稚園・保育園等の要請により発達支援専門員が園に訪問し、集団生活を送る上で困難さを持つ児の対応について、園での行動観察と担当者との意見交換(コンサルテーション)を通じて保育者(園)への支援を行う。合わせて、日常的に保育者からの相談を受け、保育者が抱える支援の困難さの改善に向けて対応する。 9 幼稚園・保育園等の区内施設職員に対し、専門講師を招いた講演会を開催し、乳幼児の発達に関する理解を深め、支援スキルの向上を図ることを目的として「地域療育セミナー」を開催する。講演内容については時事等に考慮しながら、実施方法や内容を企画していく。 10 新規開設の保育園等には、発達に課題のある児への支援体制についての理解を図る。その上で区内に就園しているすべての児が発達に関する園からのサポートが受けられるようにする。

<p>取組内容</p>	<p>11 幼稚園・保育園からの希望に応じて園訪問を実施し、発達状況が心配される児童の観察と、園から保護者への働きかけ方法について助言を行う。</p> <p>12 就学を控えた保護者を対象とした就学懇談会を実施する。</p> <p>13 子の就学を控えた保護者を対象とした就学相談説明会を、誰もが参加可能な会場で実施する。</p> <p>14 広く就学相談を知ってもらえるよう、時間や場所に制約を受けない方法で制度周知を行う。</p>
<p>取組結果</p>	<p>1 私立幼稚園、保育所等(対象施設59園／対象児童数239人)に対し、総額250,226千円(令和2年度実績)の障害児童受け入れにかかる運営上の補助を行った。</p> <p>2 公立保育園及び私立認可保育園・地域型保育事業(家庭的保育事業所・小規模保育事業所)・認定こども園・認証保育所に出向き、要支援児(心身に障害のある児童・集団保育で安心安全確保が困難な児童)の行動観察及び加算認定(公立は人的配置、私立は運営費)を実施した。 *新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発出中は、行動観察を中止とした。</p> <p>3 必要に応じて、保育のアドバイスも実施した。</p> <p>4 公立保育園及び私立認可保育園・地域型保育事業(家庭的保育事業所・小規模保育事業所)・認定こども園・認証保育所対象に、専門的な知識の習得や障害児等への対応のスキルアップを目的に研修を企画し実施した。 *保育士・看護師研修7/9・9/15・10/29・11/12・11/25・12/22 年6回実施 *保育士・看護師研修令和3年2/16、発達支援保育研修年4回、看護師研修年1回は、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発出および感染防止のため開催を中止とした。</p> <p>5 公立保育園の看護師、園長対象に、医療的ケアの技術習得を目的とした看護師研修は、新型コロナウイルス感染症拡大による感染防止のために開催を中止とした。(年1回)</p> <p>6 発達遅延の乳児保育のためにベビーバウンサー10台を購入し、計画的に公立保育園に配置した。 *公立保育34園に配置が完了した。</p> <p>7 保護者から児童の保育施設と療育機関の併用利用についての申請や相談の場合、保育の必要性の確認をとりながら個別対応で併用を実施した。</p> <p>■ 保育所等における新型コロナウイルス感染症への対応・運営などについての方針を保育所・保護者・関係機関に示し、安心安全な保育を実施した。</p> <p>■ 令和2年1月交流保育「笑みフル」を開始した。発達に心配や不安のあるお子さんを対象に、保育園の集団生活の場を提供する。対象は、在宅子育て家庭の満1歳児以上のお子さんと保護者の親子参加。</p> <p>■ 公立保育園における要支援園児対応に当たる保育・看護師人材の確保については、令和2年度は適宜、配置することができた。</p> <p>8 子ども総合センターでは、巡回訪問事業による園訪問や保育者からの相談を日常的に行った(実績については、『相談支援体制の充実』3 育成支援 (1) 障害児サービスの充実 参照)。</p> <p>8 保育者からの日常的な相談を受ける中で、相談内容に応じて適宜園訪問を行い、必要に応じて保護者を交えた園面談を実施した。</p> <p>9 子ども総合センターでは、地域療育セミナーを年3回実施した。コロナ禍に対応できるよう来所方式に加え、オンラインでも併せて実施した。</p>

<p>取組結果</p>	<p>10 新規開設の保育園等には、園毎に発達に課題のある児への支援体制についての説明を行った。</p> <p>11 すべての園と保育者から就園している児に対して発達に関するサポートが受けられるように理解を促した。</p> <p>12 就学を控えた保護者を対象とした就学懇談会を指導室と共催で実施した。</p> <p>13 緊急事態宣言の発出により、集合による就学相談説明会は中止としたが、説明会資料及びよくある質問をホームページに掲載し、誰もが内容を確認できる形とした。</p> <p>14 従来の幼稚園、保育園、療育機関への周知に加え、資料をホームページに掲載するほか、郵送でも就学相談を受け付けた。</p>
<p>課題等</p>	<p>【子育て支援課】 ◆今後も認定された要支援児等に対し適切に保育所等に補助を行う。</p> <p>【保育課】 ◆保育所等における新型コロナウイルス感染症への感染予防や健康管理の強化と新しい生活様式の定着で、安心安全な保育園を実施する。</p> <p>◆重度障害や先天的疾病のある児童、発達支援児、その傾向を持つ児童など様々なケースの児童の入所が増加することによる、その他の児童との関わり方やクラス運営の工夫は、引き続き必要である。</p> <p>【子ども家庭支援課】 ◆巡回訪問事業については、園訪問や保育者からの日常的な相談を受け、発達支援専門員から保育者への助言等を積み重ね、成果として支援が向上してきている。一方、新規開設園の増加、近年の保育士確保の難しさから保育や児への支援のノウハウの組織的な共有が難しくなっている。</p> <p>◆新しい生活様式や感染症拡大防止対策を徹底しながら、制限のある生活場面での観察、限られた時間で効率よくコンサルテーションを実施することには、保育者との共通認識・理解を含めて難しさがある。</p> <p>【学校教育支援担当課】 ◆ホームページに掲載する資料は、口頭説明の代わりに補足を加える等、より分かりやすいものとする必要がある。</p> <p>◆所属の有無に関わらず、就学相談の情報がキャッチできるよう支援する必要がある。</p>
<p>令和3年度</p>	
<p>取組内容</p>	<p>1 私立幼稚園、保育所等(対象施設74園／対象児童数257人)に対し、総額299,408千円(令和3年度予算)の障害児童受け入れにかかる運営上の補助を行う。</p> <p>2 公立保育園及び私立認可保育園・地域型保育事業(家庭的保育事業所・小規模保育事業所)・認定こども園・認証保育所に出向き、要支援児(心身に障害のある児童・集団保育で安心安全確保が困難な児童)の行動観察及び加算認定(公立は人的配置、私立は運営費)を実施する。</p> <p>3 必要に応じて、保育のアドバイスも実施する。</p> <p>4 公立保育園及び私立認可保育園・地域型保育事業(家庭的保育事業所・小規模保育事業所)・認定こども園・認証保育所対象に、専門的な知識の習得や障害児等への対応のスキルアップを目的に研修を企画し実施する。 (保育士・看護師研修6・7・9・10・11・12月・他合せて年8回、発達支援保育研修年4回・看護師研修年1回)</p>

取組 内容	<p>5 公立保育園の看護師、園長対象に、医療的ケアの技術習得を目的とした看護師研修を実施する。(年1回)</p>
	<p>6 保護者から児童の保育施設と療育機関の併用利用についての申請や相談の場合、保育の必要性の確認をとりながら個別対応で併用を実施する。</p>
	<p>7 保育所等における新型コロナウイルス感染症への対応・運営などについての方針を保育所・保護者・関係機関に示し、安心安全な保育を実施する。</p>
	<p>8 交流保育「笑みフル」を実施する。発達に心配や不安のあるお子さんを対象に、保育園の集団生活の場を提供する。対象は、在宅子育て家庭の満1歳児以上のお子さんと保護者の親子参加。</p>
	<p>9 子ども総合センターでは、「巡回訪問事業」として幼稚園・保育園等の要請により発達支援専門員が園に訪問し、集団生活を送る上で困難さを持つ児の対応について、園での行動観察と担当者との意見交換(コンサルテーション)を通じて保育者(園)への支援を行う。合わせて、日常的に保育者からの相談を受け、保育者が抱える支援の困難さの改善に向けて対応する。</p>
	<p>10 幼稚園・保育園等の区内施設職員に対し、専門講師を招いた講演会を開催し、乳幼児の発達に関する理解を深め、支援スキルの向上を図ることを目的として「地域療育セミナー」を開催する。講演内容については発達に対する社会の関心等も考慮しながら、実施方法や内容を企画していく。</p>
	<p>11 新規開設の保育園等には、発達に課題のある児への支援体制についての理解を図る。その上で区内に就園しているすべての児が発達に関する園からのサポートが受けられるようにする。</p>
	<p>12 幼稚園・保育園からの希望に応じて園訪問を実施し、発達状況が心配される児童の観察と、園から保護者への働きかけ方法について助言を行う。</p>
	<p>13 就学を控えた保護者を対象とした就学懇談会を実施する。</p>
	<p>14 子の就学を控えた保護者を対象とした就学相談説明会について、会場での開催に加え、引き続きホームページにも資料を掲載し、広く分かりやすく内容を確認できる形とする。</p>
	<p>15 広く就学相談を知ってもらえるよう、広報やホームページによる周知の時期、回数、内容等を精査し、よりよいものにしていく。</p>

取組名	早期の発達支援体制の整備	所管課	障害福祉課・障害者施設課・保健センター・子ども家庭支援課
		計画書掲載頁	83

基本目標	3 育成支援
施策	(2) 早期療養の充実

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 早期の発達支援体制の充実

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	実施	実施	実施	実施	実施	実施
実績	実施	実施	実施			

(1) 取組内容【障害者施策推進計画】

<p>◆療育が必要な乳幼児が、早期に療育機関を利用することができるように、乳幼児健診等や医療機関との連携を図ります。</p> <p>◆保護者に対しては、発達の気になる段階から戸惑いや不安を受け止め、寄り添いながら支援を行います。</p> <p>◆幼稚園・保育所を利用していない療育が必要な乳幼児及びその保護者については、適切に療育機関に結びつける体制の構築を検討します。</p> <p>◆発達に課題のある乳幼児が安心して集団生活を送ることができるように、関係機関が連携して支援します。</p>
--

(2) 取組結果等

令和元年度	
取組内容	<p>1 制約のある中での訪問ではあるが、引き続き情報を発信し、幼稚園・保育園等と連携を図っていく。</p> <p>2 療育が必要な乳幼児が身近な相談機関を経て、スムーズに療育機関を利用することができるよう、相談支援から療育機関利用につながるしくみがより向上するように関係機関で連携する。</p> <p>3 妊娠期から児が社会的な自立をするまでの支援として、成長発達段階に応じた寄り添い支援を行う。</p> <p>4 幼稚園・保育園等を利用していない児であっても、発達に応じた適切な支援につなげられるようにする。</p> <p>5 発達障害について、保護者をはじめ多くの人に理解してもらう啓発を行う。</p> <p>6 令和元年度の新規事業。聴覚障害を早期に発見し、適切な医療や療育につなげるため、新生児を対象とした聴覚検査の費用の一部を補助する。</p>
取組結果	<p>◆児童発達支援事業所と保育園・幼稚園等との並行通園をしている児童について、相互訪問をする中でそれぞれの役割分担を確認し、相互に協力し合って保護者支援を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度子ども発達センターが保育園・幼稚園等に訪問した回数 78件 令和元年度保育園・幼稚園等が子ども発達センターに訪問した回数 30件 <p>◆療育が必要な乳幼児が、適切な支援として早期から療育機関を利用することができるように、子ども総合センター、保健センターや医療機関、幼稚園・保育園等が連携し、療育機関につなげた。</p> <p>◆妊娠期から児が社会的な自立をするまでの支援として、ゆりかご面接、こんにちは赤ちゃん訪問事業、乳幼児健診、5歳児健康診査事業、アイリスシートの発行等を行い、子育ての成長段階に応じた寄り添い支援を行った。</p> <p>◆令和元年度の新規事業として妊娠届け出時等に新生児聴覚検査受診票を交付し、ゆりかご面接やホームページ等で検査の意義について周知し、フォロー体制を構築した。</p>

課題等	<p>【障害者施設課】</p> <p>◆児童の様子の把握をするには事業や保育を実施している時間帯の訪問となるため、双方の職員体制により実施できない事があります。幼稚園や保育園等への連携の必要性について働きかけが必要と考えています。</p> <p>【子ども家庭支援課】</p> <p>◆幼稚園・保育園等を利用していない児童について、5歳児健康診査等で保護者の児への発達に対する困り感や発達の課題等を発見できるようにしている。その中では、発達障害について保護者等の理解が深まっていない状況がある。</p> <p>【保健センター】</p> <p>◆新生児聴覚検査の実施率の向上を目指し、フォローが必要な方を早期に適切な支援につなげる。</p>
令和2年度	
取組内容	<p>1 児童が安心して集団生活を送ることができるように、引き続き保育園・幼稚園等との連携を図っていく。</p> <p>2 療育が必要な乳幼児が身近な相談機関を経て、スムーズに療育機関を利用することができるよう、相談支援から療育機関利用につながる仕組みがより向上するように関係機関で連携する。</p> <p>3 妊娠期から児が社会的な自立をするまでの支援として、成長発達段階に応じた寄り添い支援を行う。</p> <p>4 幼稚園・保育園等を利用していない児であっても、発達に応じた適切な支援につなげられるようにする。</p> <p>5 発達障害について、保護者をはじめ多くの人に理解してもらう啓発を行う。</p> <p>6 新生児を対象とした聴覚検査の費用の一部を補助するとともに、医療機関と連携し、受診の結果を把握、早期に相談機関につながるように保健師がサポートする。</p>
取組結果	<p>◆児童発達支援事業所と保育園・幼稚園等との並行通園をしている児童について、相互訪問をする中でそれぞれの役割分担を確認し、相互に協力し合って保護者支援を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度子ども発達センターが保育園・幼稚園等に訪問した回数 51件 ・令和2年度保育園・幼稚園等が子ども発達センターに訪問した回数 8件 <p>◆療育が必要な乳幼児が、適切な支援として早期に療育機関を利用することができるように、子ども総合センター、保健センターや医療機関、幼稚園・保育園等が連携し、療育機関につなげた。</p> <p>◆妊娠期から児が社会的な自立をするまでの支援として、ゆりかご面接、こんにちは赤ちゃん訪問事業、乳幼児健診、5歳児健康診査事業、アリスシートの発行等を行い、子育ての成長段階に応じた寄り添い支援を行った。</p> <p>◆新生児を対象とした聴覚検査の費用の一部を補助するとともに、ゆりかご面接や妊娠後期訪問などで妊娠中から検査の必要性を伝えることで受診率の向上を目指した。また、受診の結果を早期かつタイムリーに把握し、保護者の障害受容に寄り添いながら、必要時相談機関につながるように支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度新生児聴覚検査実施率 98.1%

課題等	<p>【障害者施設課】 ◆児童の様子を把握するには、事業や保育を実施している時間帯の訪問となるため、双方の職員体制により実施できない事がある。 幼稚園や保育園等への連携の必要性について働きかけが必要である。</p> <p>【子ども家庭支援課】 ◆幼稚園・保育園等を利用していない児童について、5歳児健康診査等で保護者の児への発達に対する困り感や発達の課題等を発見できるようにしている。発見された児の保護者は、発達障害についての理解が深まっていない場合がある。</p> <p>【保健センター】 ◆障害受容等は、一律ではないため、個々の受容の段階を考慮し、寄り添いながら、早期に療育機関につなげる必要がある。</p>
令和3年度	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童が安心して集団生活を送ることができるように、引き続き保育園・幼稚園等との連携を図っていく。 2 療育が必要な乳幼児が身近な相談機関を経て、スムーズに療育機関を利用することができるよう、相談支援から療育機関利用につながる仕組みがより向上するように関係機関で連携する。 3 妊娠期から児が社会的な自立をするまでの支援として、成長発達段階に応じた寄り添い支援を行う。 4 幼稚園・保育園等を利用していない児であっても、発達に応じた適切な支援につなげられるようにする。 5 発達障害について、保護者をはじめ多くの人に理解してもらおう啓発を行う。 6 新生児を対象とした聴覚検査の費用の一部を補助するとともに、医療機関と連携し、受診の結果を把握、早期に相談機関につながるように保健師がサポートする。 また、個々の支援状況について支援者間で情報を共有し、より良い支援へつなげていく。

取組名	子ども発達センター事業	所管課	障害者施設課
		計画書掲載頁	83
基本目標	3 育成支援		
施策	(2) 早期療養の充実		

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 居宅訪問型児童発達支援の検討・実施

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	検討	実施	実施	検討	モデル事業	実施
実績	検討	検討	検討			

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

<p>◆児童発達支援として1歳6か月から就学前までの知的障害のある子どもや発達の遅れが心配される子どもに対して、発達段階に応じた小集団指導や個別指導を実施します。また、平成30(2018)年度から新設される居宅訪問型児童発達支援の実施について、検討します。</p> <p>◆児童発達支援事業の家庭連携加算や保育所等訪問支援事業を通して、障害のある子どもが在籍する幼稚園・保育所等へ訪問し、施設職員に対して療育上必要な助言・指導を行います。また、平成30(2018)年度から国の制度改正に合わせて訪問先に児童養護施設を加えます。</p> <p>◆障害児相談支援として、支給決定プロセスを確実に実施するだけでなく、通所支援の必要性、頻度、通所支援事業所の選定などへのきめ細かい対応が求められるため、相談支援体制の充実を図ります。</p>
--

(2)取組結果等

令和元年度	
取組内容	区内の実態把握に努め、都内の開設している事業所から情報を収集する中で、引き続き検討していく。
取組結果	区内の実態把握については、就学前の医療的ケア児童数30人程度が、区内に在住していることを把握した。しかし居宅訪問型児童発達支援が必要な児童数等、正確な数字の把握までは至っていない。他自治体実態把握については、東京都内で令和2年5月現在、8事業所(大田区2・杉並区・千代田区・多摩市・町田市・港区・練馬区)の事業所が、居宅訪問型児童発達支援の事業所登録を行っている。以前より新宿区では独自事業(法外事業)として、居宅型児童発達支援対象児以外に、施設利用対象外の0歳児や多子のため療育に通えない児童等、対象を幅広く受け入れを行っていることが分かった。
課題等	医療的ケア児童数は一定程度把握することはできたが、正確な数の把握までは至っていない。
令和2年度	
取組内容	本事業の対象となる児童は一定程度は居ると判断し、引き続き都内の開設している事業所の情報を収集していく。平成30年度に取り組むことのできなかつた、他のサービス(医療系サービス等)との役割分担や感染症予防の対策について検討していく。

取組結果	<p>実施に向け都内他事業所の調査を行った。23区で8つの施設が事業所登録を行っている。公立で実施している自治体は2区(練馬区・港区)あった。先行2区を取組を参考に、情報収集及び課題の検討を行った。</p> <p>(1)在宅の医療的ケア児の把握と連携のため、保健所との情報交換会を行った。保健所で把握している医療的ケア児はいるが全数ではないため、対象児を把握することが課題であること、事業のニーズがあることを確認した。</p> <p>(2)他のサービス(医療系サービス)との役割分担については、サービス担当者会議を実施し関係者同士が顔の見える関係になることで相互の理解や役割の調整が進むとの先行2区の実践例から、事業実施の際には、サービス担当者会議を位置づけることとした。</p> <p>(3)感染症予防等の対策については、令和2年3月19日厚労省発出の事務連絡を参考に、訪問時の感染予防手順を整理することを確認した。</p> <p>平成30年度の取り組みであった、①対象児童の実態把握②他のサービス(医療系サービス)との役割分担③感染症予防等の対策は令和元年度、令和2年度で整理することができた。</p>
課題等	<p>居宅訪問型児童発達支援事業について、更に課題を整理検討していく必要がある。</p>
令和3年度	
取組内容	<p>保健センターと連携し、対象となる児童の抽出とニーズの実態調査を実施していく。</p> <p>平成30年度に取り組むことのできなかった④主治医の指示と個別支援計画との整合性⑤訪問職員の職種の検討⑥個別支援計画で取り組むべき支援の内容について検討していく。</p>

取組名	子ども発達センター事業	所管課	障害者施設課
		計画書掲載頁	83
基本目標	3 育成支援		
施策	(2) 早期療養の充実		

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 保育所等訪問支援の訪問先の拡大

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	実施	実施	実施	実施	実施	実施
実績	実施	検討	検討			

(1) 取組内容【障害者施策推進計画】

<p>◆ 児童発達支援として1歳6か月から就学前までの知的障害のある子どもや発達の遅れが心配される子どもに対して、発達段階に応じた小集団指導や個別指導を実施します。また、平成30(2018)年度から新設される居宅訪問型児童発達支援の実施について、検討します。</p> <p>◆ 児童発達支援事業の家庭連携加算や保育所等訪問支援事業を通して、障害のある子どもが在籍する幼稚園・保育所等へ訪問し、施設職員に対して療育上必要な助言・指導を行います。また、平成30(2018)年度から国の制度改正に合わせて訪問先に児童養護施設を加えます。</p> <p>◆ 障害児相談支援として、支給決定プロセスを確実に実施するだけでなく、通所支援の必要性、頻度、通所支援事業所の選定などへのきめ細かい対応が求められるため、相談支援体制の充実を図ります。</p>

(2) 取組結果等

令和元年度	
取組内容	区内養護施設で確認がとれていない施設への実態把握をする中で、総合的に検討する。
取組結果	区内2つある乳幼児から小学生までを対象とした児童養護施設では現在、心理職は発達に課題のある児童への個別指導ではなく、心のケアを中心とした個別指導を行っているとのことであった。また就学前から高校生までを対象とした児童養護施設では現在43人の児童が生活をしているが、発達障害、または発達障害の疑いのある児童が増加傾向にあり、全体の6割から7割ほどいるとのことだった。現在就学前の児童は1名で、療育の必要性はないとのことだった。
課題等	子ども発達センターでは対象年齢を就学前としているが、就学前から高校生までを対象とした児童養護施設のニーズは、小学生や中学生にある。 保育所等訪問支援事業は集団生活での適応力を養うものであるが、児童養護施設で求めているものは心のケアや学習面も含めた支援であり、保育所等訪問支援事業について理解してもらう必要がある。
令和2年度	
取組内容	2つの児童養護施設の需要は認められるため、児童養護施設で今後保育所等訪問支援事業としてできる支援について検討していく中で、児童養護施設側への理解を深めてもらう。 葛飾区子ども発達センターの対象外になってしまう小学生や中学生に関しては、他機関に状況と対応について確認を取っていく。

取組結果	<p>児童養護施設内のニーズは、発達に課題のある学齢期の子どもの①心のケア、②学習面の支援が多い。他の自治体では放課後等デイサービス利用や民間の保育所等訪問支援事業所が訪問し学習支援を行う例もある事を確認した。葛飾区内では学習支援を行っている保育所等訪問支援事業所はない。</p> <p>また、児童養護施設については職員の役割と重複する部分もあることから、児童のニーズ、児童養護施設の状況、児童の通園先の集団適応の状況などを確認し、保育所等訪問支援事業の適用の必要性・方法の検討が必要であることを確認した。</p> <p>平成30年度の取り組みであった、区内児童養護施設在籍児童の実態把握は一定程度の実態把握を行うことができた。</p>
課題等	<p>保育所等訪問支援事業の訪問先に児童養護施設を加えるにあたり、児童のニーズや児童養護施設の状況を踏まえ保育所等訪問支援事業が適しているのかを検討することが必要である。</p>
令和3年度	
取組内容	<p>平成30年度に取り組むことのできなかった、訪問形態、訪問対象児童の検討、個別支援計画作成にあたっての課題設定についての整理を検討していく。</p>

取組名	特別支援教育の推進	所管課	学校教育支援担当課
		計画書掲載頁	86

基本目標	3 育成支援
施策	(3)特別支援教育の推進

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 専門家チーム派遣回数(延べ4,740回)(心理検査件数含む)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	700回	710回	720回	860回	870回	880回
実績	913回	853回	827回			

【事業目標・実績】 アイリスシート学齢期版支援シートの申請数(延べ810件)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	110件	120件	130件	140件	150件	160件
実績	72件	49件	49件			

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

<p>◆小・中学校における特別支援教育を推進するために、通常の学級に在籍する発達障害等を伴う児童・生徒に対して指導を行う巡回指導員を配置するとともに、公立幼稚園、小・中学校に助言指導を行う特別支援教育心理専門員、教員経験者等からなる専門家チームを派遣し、必要に応じて、学識経験者や都立特別支援学校コーディネーターを派遣します。</p> <p>◆特別支援教育コーディネーター研修を8つの地域ブロックごとに行います。また、小・中学校教職員等向けの初級研修を実施します。</p> <p>◆副籍ガイドラインの見直しや、地域指定校への理解啓発を進めます。</p> <p>◆児童・生徒の「個別の教育支援計画」、「個別指導計画」を充実させるとともに、連携ファイル(アイリスシート学齢期版支援シート)の活用により関係機関と連携し、支援内容を乳幼児期から学校卒業後まで引き継ぎます。</p>
--

(2)取組結果等

令和元年度	
取組内容	<p>1 特別支援教育に関する「専門家チーム」が各学校を訪問し、巡回指導員の指導内容を観察し、必要な助言を行う。</p> <p>2 各学校が抱える個別的な課題については、学校からの申請を受け、「専門家チーム」の派遣を迅速かつ適切に行い、課題の早期改善を目指す。</p> <p>3 引き続き特別支援学校とのネットワーク会議を活用し、副籍制度の充実や、地域における特別支援教育の現状と課題について共通理解を図る。</p> <p>4 アイリスシート学齢期版支援シートについて、効果検証及び改善を行うことで、より効率的で効果的な発達障害児支援体制の実現を目指す。</p> <p>5 特別支援学級に関する専門性の向上を図るため、特別支援学校と連携しマニュアルの作成を行う。</p>

取組結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 情緒障害学級非常勤講師が各学校を訪問し、巡回指導員の指導内容を確認した上で必要な助言等を行った(巡回数73件)。 2 学校からの申請に基づき、教育関係者や心理専門員からなる「専門家チーム」を各学校に派遣することで、個別的課題の早期解決を図った(派遣数245回)。また、学校での支援方法を検討するため、学校から申請を受け、「心理検査」を年間608回実施した。検査の結果は保護者と学校に報告し、学校での支援方法を提案した。 3 特別支援学校とのエリア・ネットワーク会議に年3回参加し、副籍制度についての課題共有や、地域における特別支援教育の推進状況について情報交換を行い、引き続き連携していくことを確認した。 4 各関係機関が支援内容を互いに共有することで、継続性のある特別支援教育が実施されるよう、アイリスシート学齢期版支援シートを年49件発行した。 5 特別支援学級に関する専門性の向上を図るため、特別支援学校と連携して「知的障害特別支援学級経営の手引き」を作成し、各学校に配付した。
課題等	<ol style="list-style-type: none"> 1 特別支援教育に携わる者全体の専門性を向上させていく必要がある。 2 区立幼稚園にも効率的に活用してもらおうべく、専門家チーム派遣の制度につき周知していく必要がある。 3 引き続き関係機関等との連携を強化することで、切れ目のない支援を実施していく必要がある。
令和2年度	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 巡回指導員としての経験が少ない者を中心に各園・各校への訪問を行い、巡回指導員の指導方法や内容について、教育関係者等による観察や助言を行う。 2 「知的障害特別支援学級経営の手引き」等の資料を活用し、研修等を通じて学習を深めていくことで専門性の向上を図る。 3 区立幼稚園からの希望に応じて園訪問を実施し、発達状況が心配される児童の観察と、園から保護者への働きかけ方法について助言を行う。 4 副籍制度事務マニュアルについてQ&A等を作成し、分かりやすいものとする事で制度の充実を図る。 5 アイリスシート学齢期版支援シートについて制度の周知を強化するとともに、運用方法を見直し、使い勝手の良いものへと改善していく。
取組結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育関係者等による巡回指導員の観察や助言を行い、巡回指導員の能力向上を図った。 2 教職員に対して特別支援教育に関する各種研修を行い、専門性向上を図った。 3 区立幼稚園で行動観察を実施し、発達状況が心配される園児に対する環境調整や、支援内容等の助言を行った。 4 副籍制度事務マニュアルのQ&Aに加え、副籍制度に関する区立学校教職員向けのリーフレットを作成し、制度周知を徹底した。 5 各関係機関が支援内容を互いに共有することで、継続性のある特別支援教育が実施されるよう、アイリスシート学齢期版支援シートを年49件発行した。

課題等	<ol style="list-style-type: none"> 1 巡回指導員による支援について、週1回だけでは学習内容が定着しにくい。 2 都立特別支援学校との連携を強化し、都立特別支援学校のセンター校機能を十分に活用していく必要がある。 3 コロナ禍においても、感染症対策を十分に行ったうえで、希望に応じて副籍による直接交流を進めていく必要がある。 4 アイリスシート学齢期版支援シートについて、さらなる制度周知が必要である。
令和3年度	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 巡回指導員の配置回数を拡大し、週2回の指導による効果を測定する。 2 アイリスネットワーク等の都立特別支援学校との連絡会議に密に参加し、普段から顔が見える関係として、連携して特別支援教育の推進に取り組む。 3 副籍の理念や意義について正確に理解し、学校全体で交流に取り組めるよう支援を行う。 4 特別支援教育コーディネーター研修等で、アイリスシート学齢期版支援シートの制度周知を行う。

取組名	障害への理解の促進	所管課	障害福祉課、障害者施設課、保健予防課、保健センター
		計画書掲載頁	88
基本目標	4 地域で支えあうまちづくり		
施策	(1) 障害への理解と交流		

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 障害のある方が活躍できる場の提供

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	実施	実施	実施	実施	実施	実施
実績	実施	実施	実施			

(1) 取組内容【障害者施策推進計画】

◆障害のある方が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していくことができるよう、個人向け(小学生向け、大人向け)や青少年委員等各種団体、福祉事業者向けに障害者理解を深めるための講座の実施や自主生産品の販売等を通して、広く区民・事業者の方に対して障害への理解を広げ、障害のある方への配慮が地域で実践されるようにします。

(2) 取組結果等

令和元年度	
取組内容	<p>1 障害者施設自主生産品販売所における自主生産品の販売活動を支援して、障害のある方の活動への理解を深める。</p> <p>2 「差別解消部会」を定期的開催し、部会員による意見交換・情報交換等を行うことにより、障害者差別解消に向けた取組を推進する。</p> <p>3 区のイベント等で自主生産品販売の機会を設けることにより、障害に対する理解の促進を図る。区役所合同販売会(年3回予定)、環境フェア(年1回)、ごみ減量・清掃フェア(年1回)、スポーツフェスティバル(年1回)、その他地域の各団体の祭り参加などを支援する。</p> <p>4 「葛飾区手話及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」の施行に伴い、区民向け(小学生向け、大人向け)に障害理解を深めるための講座を開催する。講座内容については、以下3点とし、参加者の理解度を上げるため車いす体験等も取り入れる。 ①障害について知る、学ぶ ②障害のある方にとっての障壁について考える ③障害のある方とのコミュニケーションについて考える</p> <p>5 ウェルピアまつりにおいて障害者福祉表彰を実施する。</p> <p>6 ウェルピアまつりの実施に合わせ、1週間の期間で障害者作品展を実施する。</p> <p>7 精神保健講演会、思春期講演会、依存症講演会、統合失調症家族教室などを開催することにより、地域理解の促進を図る。 精神保健に関する講演会を継続して実施するとともに、関係機関と連携し精神障害についての理解の促進を図る。</p>

取組結果	<p>1 区役所合同販売会(6月、12月、2月)を実施した。区役所2階区民ホールランチ販売は、これまで火曜日から木曜日に実施していたが月曜日及び金曜日も販売を開始した。</p> <p>1 職員人材育成センターランチ販売を開始した。</p> <p>2 「差別解消部会」を4月、6月、12月、2月の年4回実施し、部会員による意見交換を行った。</p> <p>3 各イベント(東京拘置所矯正展、東京理科大祭、スポーツフェスティバル、環境フェア、ゴミ減量・清掃フェア、ふるさと・クリスマスマーケット)出店のとりまとめを行った。</p> <p>4 障害理解を深めるための区民向け講座を、対象を分け開催した。 ・小学3年生から6年生と保護者を対象に講座を開催し、11組24人に参加いただいた。(8月) ・区内在住、在勤、在学の方を対象に講座を開催し、11人に参加いただいた。(12月)</p> <p>5 11月17日(日)にウェルピアまつりを開催し、10人に対して障害者福祉表彰を行った。</p> <p>6 11月14日(木)～11月21日(水)に、ウェルピアかつしかにおいて障害者作品展を開催し、37団体から349点の出品があり、期間中1,515人の来場者があった。(参考:9月末に実施した堀切地区センターまつりには15点の作品を出品し、2日間で813人の来場者があった。)</p> <p>7 精神疾患や精神障害の理解の促進を図るため、精神保健講演会、思春期講演会、依存症講演会、統合失調症家族教室等を21回開催し、556人の参加をいただいた。</p>
課題等	<p>【障害福祉課】 ◆ 障害者差別解消法について、広く周知し理解していただくための方法を検討していく必要がある。</p> <p>【障害者施設課】 ◆ 行政評価委員会の答申を受け、令和2年度はより多くの区民にご来場いただけるよう、周辺小学校等に事前PRを行うとともに、ウェルピアまつり当日の来場者にPRバックを配布して、作品展をより多くの区民に周知する。</p> <p>【保健予防課】 ◆ 引き続き精神保健講演会、思春期講演会、依存症講演会、統合失調症家族教室などを開催することにより、地域理解の促進を図る。 精神疾患の発症は思春期であることが多いが、早期発見に結びつかないことが多い。当事者や家族に対する支援だけでなく、関係機関に対しても普及啓発を行う必要がある。</p>
令和2年度	
取組内容	<p>1 障害者施設自主生産品販売所における自主生産品の販売活動を支援して、障害のある方の活動への理解を深める。</p> <p>2 「差別解消部会」を定期的に開催し、部会員による意見交換、情報交換を行うことにより障害者差別の解消に向けた取組を推進する。</p> <p>3 区のイベント等で自主生産品販売の機会を設けることにより、障害に対する理解の促進を図る。区役所合同販売会(年3回予定)、環境フェア(年1回)、ゴミ減量・清掃フェア(年1回)、スポーツフェスティバル(年1回)、その他地域の各団体の祭り参加などを支援する。</p> <p>4 引き続き、区民向け講座を開催し、障害理解を促進していく。</p> <p>5 ウェルピアまつりにおいて障害者表彰を実施する。</p> <p>6 ウェルピアまつりの開催に合わせ、1週間の期間で障害者作品展を実施する。</p>

取組内容	<p>7 精神保健講演会、思春期講演会、依存症講演会、統合失調症家族教室などを開催することにより、地域理解の促進を図る。障害福祉サービス事業所等関係機関と連携し、精神障害についての理解の促進を図る。</p>
取組結果	<p>1、3 区役所合同販売会は例年、年3回(6月、12月、2月)実施している。令和2年度は、6月は中止としたが、12月及び2月は、密集等を避けるために、日数を増やし、1日あたりの参加施設数を調整するなどして開催した。その結果1日当たりの売り上げが増えた。また、区役所各部署でのイベントの開催がほとんどなかった。</p> <p>1 職員人材育成センターでのランチ販売を23回実施した。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため9月、3月に書面開催し、今後の差別解消部会の取組についてアンケート調査、集計結果の報告を行った。</p> <p>4 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、講座の開催を見合わせることにした。</p> <p>5 11月15日(日)に5人に対して障害者福祉表彰を行った。</p> <p>6 11月13日(金)～11月19日(木)に、ウェルピアかつしかにおいて障害者作品展を開催し、27団体・2個人から出展があり、期間中841人の来場者があった。(毎年、多くの来場者があるウェルピアまつりがコロナ禍により中止となったため、前年比で来場者は減少しているが、ウェブを活用したPRや来場者にエコバッグを配布し、まつりのない中、多くの来場者を得られた。)</p> <p>7 令和2年度は、新型コロナ感染症拡大の影響を受け、上記の講演会や統合失調症家族教室の開催を中止した。</p> <p>7 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、障害者理解の促進を開催目的の一つとしている精神保健関連講演会を開催できなかった。区の公式ホームページや広報かつしかに精神保健関連情報を掲載し、地域理解の促進に努めた。</p>
課題等	<p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆区役所各部署主催イベントが軒並み中止になり、販売の機会が激減した。 ◆引き続き差別解消法について広く周知していくための方法を検討していく必要がある。 ◆新型コロナウイルスの感染状況を見極めつつ、講座の開催方法を検討していく必要がある。 <p>【障害者施設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆引き続き、作品展をより多くの区民に周知するため、ウェブの活用や見せ方の工夫を検討する。 <p>【保健予防課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆今後も対面による講演会や研修会の開催が難しいことが想定されるため、開催方法の見直しが必要。 <p>【保健センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆従来、精神保健関連講演会を開催することをきっかけとして、地域理解の促進を図ってきたが、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じた講演会の実施または、地域理解の促進のための新たな取り組みの検討及び実施が課題である。

令和3年度

取組
内容

- 1 障害者施設自主生産品販売所における自主生産品の販売活動を支援して、障害のある方の活動への理解を深める。
- 2 差別解消部会を開催し、部会員による意見交換、情報交換を行い部会員からのアンケート結果を基に障害者差別解消法の周知方法および障害者差別解消に向けた取組を推進する。
- 3 新型コロナウイルスの感染状況に留意し、区民向け講座を開催し、障害理解を促進していく。
- 4 ウェルピアまつりにおいて障害者表彰を実施する。
- 5 ウェルピアまつりの開催に合わせ、1週間の期間で障害者作品展を実施する。
- 6 オンライン開催や動画配信を取り入れることを検討する。
- 7 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じた精神保健関連講演会を開催し、地域理解の促進を図る。

取組名	バリアフリー事業	所管課	調整課
		計画書掲載頁	91
基本目標	4 地域で支えあうまちづくり		
施策	(3)ユニバーサルデザインのまちづくり		

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 新小岩駅地区移動等円滑化事業の実施

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	新小岩駅総武快速線ホームドア整備完了	新小岩駅南北自由通路、南口・北口駅前広場整備完了				
実績	新小岩駅総武快速線ホームドア整備完了	新小岩駅南北自由通路(改札より北側)が完成	新小岩駅南口・北口駅前広場整備完了			

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

<p>◆高齢の方や、障害のある方等の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進するため、バリアフリー基本構想で設定した重点整備地区(金町駅圏、京成立石駅圏、新小岩駅圏)のより一層のバリアフリーを進めます。また、その他鉄道駅周辺も含め、地区を定めて、地域要望を踏まえながら、施設、経路のバリアフリー化の方針を示す移動等円滑化促進方針の策定を行い、その後の具体的な事業を位置付けるバリアフリー基本構想につなげていくことで、面的・一体的なバリアフリー化を積極的に推進していきます。</p> <p>◆ホームドア整備については、鉄道各社の整備計画に基づき、東京都と連携しながら経費の助成を検討します。</p>

(2)取組結果等

令和元年度	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 南北自由通路の整備を継続する。[経路11] 2 新小岩駅南口駅前広場の再整備に着手する予定である。[経路9] 3 新小岩駅北口広場の再整備に着手する予定である。[経路10] 4 道路管理者、交通事業者等によるバリアフリー特定事業の進捗状況を区のホームページに掲載する予定である。
取組結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 南北自由通路の整備を継続して実施した。 2 新小岩駅南口駅前広場の再整備に着手した。 3 新小岩駅北口駅前広場の再整備に着手した。 4 バリアフリー特定事業の進捗状況を区ホームページに掲載した。
課題等	<p>南北自由通路は、新改札より北側部分の整備が完了した。 南側通路部については、JR東日本による新小岩駅南口駅ビル計画に伴い、完成時期は調整中である。</p>

令和2年度	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 1 南北自由通路の整備を継続する。[経路11] 2 新小岩駅南口駅前広場の再整備が完了する予定である。[経路9] 3 新小岩駅北口駅前広場の再整備が完了する予定である。[経路10] 4 バリアフリー特定事業の進捗状況を区のホームページに掲載する予定である。
取組結果	<ul style="list-style-type: none"> 1 南北自由通路の南側通路部の整備は、JR東日本の駅ビル計画に伴い、休止となった。 2 新小岩駅南口駅前広場の再整備が完了した。 3 新小岩駅北口駅前広場の再整備が完了した。 4 バリアフリー特定事業の進捗状況を区ホームページに掲載した。
課題等	南北自由通路の南側通路部については、令和4・5年度の工事、令和6年度の完了を予定。
令和3年度	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 1 南北自由通路の南側通路部工事再開に向け、調整を進める。 2 ホームドア整備経費の助成について検討を行う。 3 バリアフリー特定事業の進捗状況を区ホームページに掲載する。

取組名	歩道勾配改善事業	所管課	道路補修課
		計画書掲載頁	91

基本目標	4 地域で支えあうまちづくり
施策	(3)ユニバーサルデザインのまちづくり

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 歩道勾配改善工事延長(延べ2.4km)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	0.6km	0.6km	0.6km	0.2km	0.2km	0.2km
実績	0.15km	0.2km	0.38km			

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

◆区内約20kmの道路に設定された特定経路について、歩道の段差や勾配を改善し、障害のある方、高齢の方及び車いすを利用する方など、誰もが安全で快適に通行できる道路環境を整備します。

(2)取組結果等

令和元年度	
取組内容	令和元年度は、下記箇所において歩道勾配改善の工事を行う予定である。 ・堀切七丁目交通安全施設(歩道勾配改善)工事 道路延長210m 堀切七丁目15番先から東堀切三丁目4番先まで
取組結果	上記工事に関して、歩道をマウントアップ型からセミフラット型へ改修し、歩道の勾配を改善した。
課題等	昨今の施工時における交通確保(歩行者、車両等を含む)や近隣の生活環境により、工事での施工規模が縮小の傾向にある。
令和2年度	
取組内容	令和2年度は、下記箇所において歩道勾配改善の工事を行う予定である。 ・堀切八丁目交通安全施設(歩道勾配改善)工事 道路延長 約190m 堀切八丁目13番先から西亀有一丁目4番先まで ・お花茶屋三丁目交通安全施設(歩道勾配改善)工事 道路延長 約200m 東堀切三丁目29番先からお花茶屋三丁目4番先まで
取組結果	令和2年度は、下記箇所において歩道勾配改善の工事を行なった。 ・堀切八丁目交通安全施設(歩道勾配改善)工事 道路延長 約190m 堀切八丁目13番先から西亀有一丁目4番先まで ・お花茶屋三丁目交通安全施設(歩道勾配改善)工事 道路延長 約190m 東堀切三丁目29番先からお花茶屋三丁目4番先まで 上記工事に関して、歩道をマウントアップ型からセミフラット型へ改修し、歩道の勾配を改善した。
課題等	昨今の施工時における交通確保(歩行者、車両等を含む)や近隣の生活環境により、工事での施工規模が縮小の傾向にある。

令和3年度	
取組内容	令和3年度は、下記箇所において歩道勾配改善の工事を行う予定である。 ・西亀有一丁目交通安全施設(歩道勾配改善)工事 道路延長 約190m 堀切八丁目14番先から西亀有一丁目8番先まで

取組名	公園内だれでもトイレ設置	所管課	公園課
		計画書掲載頁	91
基本目標	4 地域で支えあうまちづくり		
施 策	(3)ユニバーサルデザインのまちづくり		

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 公園内だれでもトイレ設置箇所数(延べ33箇所)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	6箇所	4箇所	5箇所	9箇所	5箇所	4箇所
実績	6箇所	2箇所	4箇所			

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

◆公園内にだれでもトイレを設置することで、障害のある方が外出しやすい環境を整えます。

(2)取組結果等

令和元年度	
取組内容	令和元年度は、以下の公園に、だれでもトイレの設置を予定している。 (1) 柴又公園(柴又6-22先) …………… 公園改修工事(撤去新設)
取組結果	令和元年度は、以下の公園に、だれでもトイレを設置した。 (1) 柴又公園(柴又6-22先) …………… 公園改修工事(撤去新設) (2) 堀切中央児童遊園(堀切2-40-6) …………… 児童遊園改修工事(撤去新設)
課題等	今後も、公園のバリアフリー化を行う改修工事や、新たに整備される新設公園において、だれでもトイレの設置に取り組んでいく。
令和2年度	
取組内容	令和2年度は、以下の公園に、だれでもトイレの設置を予定している。 (1) 奥戸一丁目公園(仮称)(奥戸1-28先)…………… 公園新設工事(新設) (2) 白鳥東公園(白鳥4-5先) …………… 公園改修工事(撤去新設) (3) 西水元つばき公園(西水元2-21先)…………… 公園改修工事(撤去新設) (4) 上千葉公園(東堀切3-25先)…………… 公園改修工事(撤去新設)
取組結果	令和2年度は、以下の公園に、だれでもトイレを設置した。 (1) 奥戸一丁目鬼塚公園(奥戸1-28先)…………… 公園新設工事(新設) (2) 白鳥東公園(白鳥4-5先) …………… 公園改修工事(撤去新設) (3) 西水元つばき公園(西水元2-21先)…………… 公園改修工事(撤去新設) (4) 上千葉公園(東堀切3-25先)…………… 公園改修工事(撤去新設)
課題等	今後も、公園のバリアフリー化を行う改修工事や、新たに整備される新設公園において、だれでもトイレの設置に取り組んでいく。

令和3年度	
取組 内容	<p>令和3年度は、以下の公園に、だれでもトイレの設置を予定している。</p> <p>(1) 鎌倉公園(鎌倉3-22)……………公園改修工事(撤去新設)</p> <p>(2) しろふね児童遊園(白鳥3-2-2)……………公園改修工事(撤去新設)</p>

取組名	放置自転車の撤去・誘導及び指導	所管課	交通政策課
		計画書掲載頁	92

基本目標	4 地域で支えあうまちづくり
施策	(3)ユニバーサルデザインのまちづくり

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 駅周辺放置自転車平均台数(年間)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	800台	750台	700台	650台	600台	550台
実績	698台	959台	1,219台			

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

◆車いすを利用する方や視覚に障害のある方等の通行の妨げとなる放置自転車に対し、指導や誘導、撤去等の実施や自転車利用者のマナーやモラルの向上を呼び掛けるキャンペーンを実施します。

(2)取組結果等

令和元年度	
取組内容	<p>令和元年度も引き続き、駅周辺の放置自転車をなくすため、以下の活動を中心に取り組んでいく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 放置自転車整理区域での指導・誘導及び放置自転車撤去 <ul style="list-style-type: none"> ①土曜日曜日祝日の撤去(年末年始を除き土曜又は日曜のどちらかでは必ず撤去を行う) ②引き続き、夕方撤去(15時から16時)及び夕方撤去以降の指導誘導を実施する。 ③業務終了間際の警告及び短時間放置が多い店舗等への駐輪指導を強化。 放置自転車追放及び自転車盗難防止キャンペーン 放置自転車の抑制に加え、自転車利用者の走行マナーやモラルの向上の呼びかけ及び自転車の施錠義務化の周知により放置自転車につながる自転車盗難防止に努める。 一定の成果を表している新小岩保管所管内(新小岩駅周辺)と、高砂保管所管内(亀有、青砥、高砂駅周辺)で実施している総合管理委託業務(指導誘導業務、撤去搬送業務、保管所管理運営業務を一括委託)受注者を10月に更新し、引き続き保管所毎に業務を連携させ、放置自転車の更なる減少を図る。
取組結果	<p>キャンペーン及び広報紙などによる施錠義務の周知活動を行うが、盗難被害に遭った自転車の半数以上は未だに無施錠であった。総合管理委託の受注者が更新となった。夕方及び土曜日曜日祝日の撤去等を継続して実施しているが、放置自転車の減少には至らなかった。</p> <p>【元年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理区域内の放置台数:958台(瞬時測定の間年平均) ・整理区域内の撤去台数:13,022台(区内12駅合計)
課題等	<p>撤去に至らない買い物客等の短時間放置、区で対応ができない私道への放置、業務終了後の夜間放置、自転車利用者の走行マナーやモラルを向上させることが課題である。</p>

令和2年度	
取組内容	<p>令和2年度より、道路管理課から交通政策課に課名変更。</p> <p>令和2年度も引き続き、駅周辺の放置自転車をなくすため、以下の活動を中心に取り組んでいく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 放置自転車整理区域での指導・誘導及び放置自転車撤去 <ol style="list-style-type: none"> ①土曜日曜祝日の撤去(年末年始を除き土曜又は日曜のどちらかでは必ず撤去を行う) ②引き続き、夕方撤去(15時から16時)及び夕方撤去以降の指導誘導を実施する。 ③業務終了間際の警告及び短時間放置が多い店舗等への駐輪指導を強化。 2 放置自転車追放及び自転車盗難防止キャンペーン 放置自転車の抑制に加え、自転車の施錠義務化の周知により放置自転車につながる自転車盗難防止に努める。また、広報及びHP等で自転車利用者の走行マナーやモラルが向上するように啓発を行う。 3 新小岩保管所管内(新小岩駅周辺)と、高砂保管所管内(亀有、青砥、高砂駅周辺)で実施している総合管理委託業務(指導誘導業務、撤去搬送業務、保管所管理運営業務を一括委託)については、引き続き保管所毎に業務を連携させ、放置自転車の減少を図る。
取組結果	<p>商店街でのアナウンス及び広報紙などによる施錠義務の周知活動を行うが、盗難被害に遭った自転車の半数以上は未だに無施錠であった。夕方及び土曜日曜祝日の撤去等を継続して実施しているが、放置自転車の減少には至らなかった。</p> <p>【2年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理区域内の放置台数:1,219台(瞬時測定の間年平均) ・整理区域内の撤去台数:7,788台(区内12駅合計)
課題等	<p>撤去に至らない買い物客等の短時間放置、業務終了後の夜間放置、自転車利用者の走行マナーやモラルを向上させることが課題である。</p>
令和3年度	
取組内容	<p>令和3年度も引き続き、駅周辺の放置自転車をなくすため、以下の活動を中心に取り組んでいく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 放置自転車整理区域での指導・誘導及び放置自転車撤去 <ol style="list-style-type: none"> ①土曜日曜祝日の撤去(年末年始を除き土曜又は日曜のどちらかでは必ず撤去を行う) ②引き続き、夕方撤去(15時から16時)及び夕方撤去以降の指導誘導を実施する。 ③業務終了間際の警告及び短時間放置が多い店舗等への駐輪指導を強化。 2 放置自転車追放及び自転車盗難防止キャンペーン 放置自転車の抑制に加え、自転車の施錠義務化の周知により放置自転車につながる自転車盗難防止に努める。また、広報及びHP等で自転車利用者の走行マナーやモラルが向上するように啓発を行う。 3 新小岩保管所管内(新小岩駅周辺)と、高砂保管所管内(亀有、青砥、高砂駅周辺)で実施している総合管理委託業務(指導誘導業務、撤去搬送業務、保管所管理運営業務を一括委託)については、引き続き保管所毎に業務を連携させ、放置自転車の減少を図る。

取組名	公共サインの再構築	所管課	政策企画課
		計画書掲載頁	92

基本目標	4 地域で支えあうまちづくり
施策	(3)ユニバーサルデザインのまちづくり

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 公共サインの再構築

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	整備(3エリア) ○堀切(堀切菖蒲園北側) ○高砂・柴又 ○水元	整備(3エリア) ○立石・青戸(京成立石駅起点) ○金町 ○新小岩				
実績	上記3エリア	上記3エリア	—			

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

◆区内に点在する多種多様な公共サインについて、葛飾区公共サインガイドラインにおける統一的なルールやデザインに準拠し、利用者にとって使いやすいものへ再構築します。

(2)取組結果等

平成30年度	
取組内容	<p>1 堀切エリア ①総合案内サイン:3基 ②誘導サイン(パネル型・矢羽型):10基 ③記名サイン:4基 ④バスのりば案内サイン:2基 ⑤既存サインの改修:1基</p> <p>2 高砂・柴又エリア ①総合案内サイン及びバスのりば案内:3基 ②誘導サイン(パネル型・矢羽型):25基 ③記名サイン:8基 ④既存サインの改修:23基 ⑤観光案内標識(iマーク):9基</p> <p>3 水元エリア ①総合案内サイン:1基 ②誘導サイン(パネル型・矢羽型):31基 ③記名サイン:7基 ④バスのりば案内サイン:1基</p>
取組結果	<p>1 堀切エリア ①総合案内サイン(通常型・柱貼付型):2基 ②誘導サイン(パネル型・矢羽型・フェンス貼付型):9基 ③既存サインの改修:2基</p> <p>2 高砂・柴又エリア ①総合案内サイン案内:2基 ②誘導サイン(パネル型・矢羽型):29基 ③既存サインの改修:24基</p> <p>3 水元エリア ①総合案内サイン:1基 ②誘導サイン(パネル型・矢羽型):28基 ③記名サイン:1基 ④既存サインの改修:5基</p> <p>設置箇所の変更や他事業との調整により、設置基数の変更があった。</p>
課題等	<p>来訪する外国人が多種多様であり、これまで記載している英語、中国語、韓国語だけでは限界があるため、さまざまな言語に対応できるような仕組みづくりが必要である。</p>

令和元年度	
取組内容	<p>1 金町エリア ①総合案内サイン+バス案内サイン:3基 ②誘導サイン(パネル型・矢羽型):23基 ③記名サイン:8基 ④既存サインの改修:1基</p> <p>2 立石・青戸(立石駅起点)エリア ①誘導サイン(パネル型・矢羽型):7基 ②記名サイン:3基</p> <p>3 新小岩エリア ①総合案内サイン+バス案内サイン:2基 ②誘導サイン(パネル型・矢羽型):10基 ③記名サイン:2基</p>
取組結果	<p>1 金町エリア ①総合案内サイン+バス案内サイン:4基 ②誘導サイン(パネル型・矢羽型):20基 ③記名サイン:2基 ④既存サインの改修:1基</p> <p>2 立石・青戸(立石駅起点)エリア ①誘導サイン(パネル型・矢羽型):5基 ②既存サインの改修:13基</p> <p>3 新小岩エリア ①総合案内サイン+バス案内サイン:4基 ②誘導サイン(パネル型・矢羽型):10基 ③記名サイン:1基</p> <p>設置箇所の変更や他事業との調整により、設置基数の変更があった。</p>
課題等	<p>来訪する外国人が多種多様であり、これまで記載している英語、中国語、韓国語だけでは限界があるため、さまざまな言語に対応できるような仕組みづくりが必要である。</p>
令和元年度にて取組終了	

取組名	障害者施設の防災拠点化	所管課	危機管理課・地域防災課・障害福祉課・障害者施設課・保健予防課
		計画書掲載頁	95

基本目標	4 地域で支えあうまちづくり
施策	(4)防災対策の充実

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 地元自治町会等と協働して、福祉避難所訓練の実施
福祉避難所設備等の充実

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	実施	実施	実施	実施	実施	実施
実績	実施	実施	実施			

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

<p>◆発災時に速やかに避難所を開設できるよう、地元自治町会等と協働して、福祉避難所の設置・運営訓練を実施します。</p> <p>◆避難所に避難してきた障害のある方の障害特性(視覚障害、聴覚障害、言語障害、肢体不自由等)に対応した避難生活ができるよう、福祉避難所の設備や備蓄品の充実を図ります。</p>

(2)取組結果等

令和元年度	
取組内容	<p>1 使用期限を迎える福祉避難所の備蓄品の入替を行う。</p> <p>2 ウェルピアかつしかでは、引き続き地元町会と協働し、福祉避難所の開設を含む避難所設置・運営訓練を実施する。</p> <p>3 民間の障害児者通所施設において、施設の実情を踏まえた福祉避難所設置・運営訓練を実施する。</p> <p>4 引き続き、関係各課が連携して、障害特性を踏まえて、受け入れた障害者に適切に対応できる福祉避難所の在り方について検討を進める。</p> <p>5 精神障害者やその家族等の意見を踏まえ、適切に対応できる福祉避難所の在り方について検討する。</p>
取組結果	<p>1 備蓄品を配備できていなかった福祉避難所に備蓄品を配備したほか、使用期限を迎える備蓄品の入替を実施した。</p> <p>2 9月29日(日)に地元の2町会と協働し、福祉避難所の開設を含む避難所設置・運営訓練を実施。今年度は運営者の誰でも避難所の設置ができるよう、「救護・衛生部」「施設・警備部」に特化した訓練とし、該当の部員以外も設備の設置体験等を行った。</p> <p>3 民間通所施設(2箇所)において、福祉避難所設置・運営訓練を実施した。 ・白鳥福祉館(社会福祉法人 武蔵野会) 令和2年1月31日実施 ・奥戸福祉館(社会福祉法人 原町成年寮) 令和2年3月18日実施</p> <p>4 区内障害者団体との意見交換会等において寄せられたニーズを把握し、関係各課にて調整・検討を進めた。</p> <p>5 災害時の避難については、区内のグループホームから意見をいただいた。</p>

課題等	<p>【危機管理課】 ◆今後も定期的に使用期限を迎える備蓄品の入替を行う必要がある。また令和元年度の台風19号のように福祉避難所として施設を使用した際は、消費された備蓄品を補充する必要がある。</p> <p>【障害者施設課】 ◆障害特性に合わせた対応ができるよう、福祉避難所の機能充実を図る必要がある。また、発災時に混乱しないよう、マンホールトイレなど避難所設置時に必要な設備の設置・使用方法について、避難所運営者の技術向上を図る必要がある。 ◆各施設の実情を踏まえた実行性のある福祉避難所の設置、運営について検討を行う必要がある。</p> <p>【保健予防課】 ◆各精神疾患の障害特性に合わせた対応ができるよう、避難の在り方や、平常時の支援についても検討する必要がある。</p>
令和2年度	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用期限を迎える福祉避難所の備蓄品の入替を行う。 2 ウェルピアかつしかでは、引き続き地元町会と協働し、福祉避難所の開設を含む避難所設置・運営訓練を実施する。 3 民間の障害児者通所施設において、施設の実情を踏まえた福祉避難所設置・運営訓練を実施する。 4 区内障害者団体との意見交換会等において当事者の方々のニーズを把握し、関係各課にて調整・検討を行う。 5 各精神疾患の障害特性を踏まえた避難所の在り方について検討する。 平常時より、災害時の対応について検討する。
取組結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用期限を迎える備蓄品の入替を予定どおり実施するとともに、蓄電池2台とエアマットを10台ずつ新規配備した。また、新規で福祉避難所となった3施設に対し、食糧品や衛生用品などを新規配備した。 2 8月2日(日)に地元の2町会と協働し、避難所訓練を実施。今年度はコロナ禍により参加人数を最小限とし、ウェルピアかつしか閉館時に発災した場合に町会と指定避難所職員だけで避難所開設ができるよう、会場確認訓練と応急給水栓設置訓練を実施した。 3 民間の障害児者通所施設において、施設の実情を踏まえた福祉避難所設置を行い、備蓄品の支給を行った。また、厚生労働省が運用する「障害者支援施設等災害時情報共有システム」稼働準備のため各施設に調査を行った。 4 区内障害者団体との意見交換会等において寄せられたニーズを把握し、関係各課にて調整・検討を進めた。

課題等	<p>【危機管理課】 ◆今後も定期的に備蓄品の入替を行う必要がある。</p> <p>【障害者施設課】 ◆感染症流行時の避難所設置など、新たな検討が必要。</p> <p>【障害福祉課】 ◆災害等の想定に応じた各施設の訓練状況の把握。</p> <p>【保健予防課】 ◆各精神疾患の障害特性に合わせた対応ができるよう、避難の在り方や、平常時の支援についても検討する必要がある。</p>
令和3年度	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用期限を迎える福祉避難所の備蓄品の入替を行うとともに、新規福祉避難所向けに備蓄品を配備する。 2 ウェルピアかつしかでは、引き続き地元町会と協働し、福祉避難所の開設を含む避難所設置・運営訓練を実施する。 3 民間の障害児者通所施設において、施設の実情を踏まえた福祉避難所設置についての協議を行う。 葛飾区災害対策用IP無線機を使用した、定期通信訓練を毎月実施する。 4 区内障害者団体との意見交換会等において当事者の方々のニーズを把握し、関係各課にて調整・検討を行う。 5 地域生活支援拠点のあり方を検討する中で、防災拠点について検討していく。

取組名	災害時要配慮者への対応計画の作成	所管課	危機管理課・障害福祉課・障害者施設課・保健予防課
		計画書掲載頁	95

基本目標	4 地域で支えあうまちづくり
施策	(4)防災対策の充実

障害者施策推進計画(平成30年度～令和5年度)

【事業目標・実績】 避難支援計画等の充実

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標	検討	実施	実施	実施	実施	実施
実績	検討	実施	実施			

(1)取組内容【障害者施策推進計画】

<p>◆避難行動要支援者名簿の活用を踏まえながら、避難支援が必要な障害のある方の安否確認、避難所となる障害者施設等への避難方法などを検討し、関係機関や地域で支援できる体制を整えます。</p> <p>◆水防法の改正に伴い義務化された、要配慮者利用施設における洪水時の避難確保計画の作成を支援します。</p>
--

(2)取組結果等

令和元年度	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者名簿の対象者に、避難支援のための個別計画の様式を送付する。 2 避難確保計画が未提出の要配慮者利用施設に対して、計画を提出するように通知する。 3 在宅において人工呼吸器を使用する重度の身体障害者に係る災害時個別支援計画について、他自治体における実施方法等を調査・研究していく。 4 人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画の作成 引き続き、今年度も保健所・保健センターでは災害時に備え、難病や小児慢性疾患災害時個別支援計画を立てる。 5 令和元年度に医療機器使用者のためにカセットガス発電機を配置することについての周知 令和元年度に新たに緊急医療救護所8箇所と保健センター2箇所の合計10箇所に、カセットガス発電機を1台ずつ配置することについて、周知を行う。
取組結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 今年度新規対象者については、個別計画を整理することができた。 2 避難確保計画の提出率が、昨年度より20%程度向上した。 3 日頃から各々の人工呼吸器使用者を支援している訪問看護ステーションと連携し、災害時個別支援計画の作成を進めることとした。 4 人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画の作成 今年度も保健所・保健センターでは災害時に備え、難病や小児慢性疾患災害時個別支援計画を立てた。 5 新たに緊急医療救護所8箇所と保健センター2箇所の合計10箇所に、カセットガス発電機を1台ずつ配置し、周知を行った。

課題等	<p>【危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆個別計画の様式は、今年度新規対象者にしか送付できていない。 ◆避難確保計画の提出率は、まだ6割程度に留まっている。 <p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆災害時個別支援計画の作成時における感染症対策について、当事者と家族に不安がある。 <p>【保健予防課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆人工呼吸器使用者の災害時支援については、災害時に個別支援計画に基づき災害時に行動できるようにするため、各家庭におけるシミュレーションが必要である。 ◆人工呼吸器は外部バッテリーのない機種もあるため、停電時には居宅内に発電機が必要な対象者もいる。このことから、停電時の対策を更に拡充する必要がある。
令和2年度	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者名簿の対象者に、避難支援のための個別計画の様式を送付する。 2 避難確保計画の雛形を、新たに作成したハザードマップの内容も踏まえて見直し、各施設に新しい雛形に基づいて避難確保計画を提出するように促す。 3 感染症の流行状態を見極めつつ、訪問看護ステーションと連携し、災害時個別支援計画作成を進める。 4 保健所・保健センターが訪問看護ステーションと連携して、人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画を立てるとともに、災害時に行動できるようにするため、各家庭におけるシミュレーションを行う。 5 停電時の対策として、必要な人工呼吸器使用者に発電機を貸与する。
取組結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者名簿の作成については、全対象者(7,697人)に同意意向調査を実施し作成できた。 作成した名簿は、平時からの受け取りを希望した90の自治町会(全239町会中)、警察署(葛飾・亀有)、消防署(本田・金町)、社会福祉協議会の避難支援等関係団体に提供できた。 2 避難確保計画の提出率は、昨年度より10%向上した。 3 日頃から人工呼吸器使用者を支援している訪問看護ステーションと連携し、災害時個別支援計画を作成した。 4 保健所・保健センターが訪問看護ステーションと連携して、人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画を立てるとともに、災害時に行動できるようにするため、各家庭におけるシミュレーションを行った。(受託訪問看護ステーション:18箇所、個別支援計画作成:39件(17疾病)) これまでは地区担当保健師が個別支援計画を作成してきたが、訪問看護ステーションが関わることで、より現実に即したシミュレーションを行うことができ、支援関係者間で情報を共有することができた。 5 発電機貸与決定:6件

課題等	<p>【危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 平時から名簿の受け取りを希望する自治町会が4割弱(90/239町会)であること。全対象者のうち同意を得られた人数が4割弱(2,842/7,697人)であること。 ◆ 年々向上しているものの、避難確保計画の提出率は、7割程度にとどまっている。 <p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時個別支援計画の作成時における感染症対策について、当事者と家族に不安がある。災害時に計画に基づいて行動できるようにするため、シミュレーションが必要である。 <p>【保健予防課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 在宅人工呼吸器使用者については、これまでと同様に、災害時個別支援計画の作成をはじめ、災害時の備えや発災時に取るべき行動が明確化できるよう、保健師と訪問看護ステーションが協働して支援していく必要がある。 <p>【地域保健課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ お住まいの状況によって発電機の使用が難しい方もいるため、有用な方策を検討する必要がある。
令和3年度	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者名簿の作成については、新規対象者(2,005人)に同意意向調査を実施し作成する。 作成した名簿は、平時からの受け取りを希望する自治町会、警察署(葛飾・亀有)、消防署(本田・金町)、社会福祉協議会の避難支援等関係団体に提供する。 2 避難確保計画が未提出の対象施設に対して、文書や電話等で、再度作成及び提出を促す。 ※未提出の対象施設…416施設中101施設 3 訪問看護ステーションと連携し、必要に応じて計画を見直すとともに、引き続き災害時個別支援計画作成を進める。 4 令和2年度末に個別支援計画を策定しているため、令和3年度は新規に申請があったものについて個別支援計画の作成を行う。次年度委託に向けて、訪問看護ステーションと協議・調整を行う。 5 個別支援計画の作成と同様に、申請があったものについて、貸与が必要と判断した方へ貸与を行うとともに、発電機以外の電源確保について検討を進める。